

## 第2編 災害予防計画〔災害に対する備えの強化〕

### 第1章 防災組織等の活動体制の整備

目的	<p>災害発生時における情報の収集・伝達，応急活動等を確実に進めるため，防災組織等の活動体制の整備を図る。</p> <p>特に，東日本大震災のような大地震や，被害が広域にわたる大規模災害の場合，防災機関のみで対処することは困難になることが予測されるときも，地域や企業での応急活動の機能が重要になることから，自主防災組織等の活動の充実を図る。</p>
担当部署	全ての課

#### 第1節 活動体制の整備

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

市は，災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう，日頃より研修会等を通じ，職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに，潮来市地域防災計画に基づき災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図っていくものとする。

この際，業務継続計画（BCP）を策定することなどにより，首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制，本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定，電気・水・食料等の確保，災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保，重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また，各部局は，災害時に他の部局とも円滑に連携が図れるよう，情報交換を緊密に行うとともに，研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。

なお，活動体制の整備にあたっては，職員への災害時の役割と体制の周知徹底，関係部局間等の連絡体制の強化，男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立，複合災害対策について留意するものとする。

#### 第2節 自主防災組織の整備

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

本市の自主防災組織は現在 66 地区で組織されているほか，民間防火組織としては 3 団体で組織されており，これらの整備・充実を図る。

##### 1. 啓発活動の実施

広報誌やパンフレット等をはじめ，防災講演会や研修会の開催等を行い，住民自主防災組織に関する普及・啓発に努める。

## 2. 自主防災組織の編成

地域住民の全員参加を原則に組織を編成する。なお、各自主防災組織には、防災用備蓄拠点として以下の装備が備えられている。

図－自主防災組織の備品

<input type="checkbox"/> テント×1	<input type="checkbox"/> 救急箱×1	<input type="checkbox"/> トランジスターメガホン×2
<input type="checkbox"/> 誘導旗×5	<input type="checkbox"/> 腕章×30	<input type="checkbox"/> 担架×2
<input type="checkbox"/> 消火器×6	<input type="checkbox"/> ラジオ付ライト×5	<input type="checkbox"/> 破壊工具×3

## 3. 防災組織規約の策定

自主防災組織規約の策定内容は、主に次のとおりとする。市は、各防災組織における規約の策定と周知に努める。

図－自主防災組織規約の策定内容

<input type="checkbox"/> 活動方針（目的） <input type="checkbox"/> 役員を選出，活動体制の明確化 <input type="checkbox"/> 班の編成および役割分担の明確化 情報班 ・ 消火班 ・ 避難誘導班 ・ 救出救護班 ・ 給食給水班等 <input type="checkbox"/> 防災計画（マイ・タイムライン）の作成
---

## 4. 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動は、災害時への備えの充実を目指し、災害時だけでなく平常時からの防災活動を促進する。概ね以下のような活動を行う。

表－自主防災組織の活動内容

平常時	<input type="checkbox"/> 災害時避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 <input type="checkbox"/> 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 <input type="checkbox"/> 情報収集・伝達，初期消火，避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 <input type="checkbox"/> 消火用資機材，及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
災害時	<input type="checkbox"/> 初期消火の実施 <input type="checkbox"/> 情報の収集・伝達 <input type="checkbox"/> 救出・救護の実施及び協力 <input type="checkbox"/> 集団避難の実施 <input type="checkbox"/> 炊出し及び救助物資の分配に対する協力 <input type="checkbox"/> 災害時避難行動要支援者の安全確保等

5. 協力体制の整備

市は、自主防災組織の協力体制の整備を目的として、消防団、協議会等の関係組織間の情報交換を行う組織を設置し組織間の連携体制を強化する。

6. 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、平時の資機材の点検・整備等について支援及び助成を図る。

7. リーダーの養成

市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。

表－自主防災組織一覧

番号	地区名	結成年度	倉庫配布年度	資機材配布年度	番号	地区名	結成年度	倉庫配布年度	資機材配布年度
1	西丁	H5年度	H10年度	H6年度	34	曲松	H6年度	H12年度	H7年度
2	大塚野	H5年度	H10年度	H6年度	35	古高	H6年度	H16年度	H7年度
3	浜丁	H5年度	H11年度	H6年度	36	小泉	H6年度	H10年度	H7年度
4	上丁	H5年度	－	H6年度	37	新宮	H6年度	H10年度	H7年度
5	下丁	H5年度	H10年度	H6年度	38	大山	H6年度	－	H7年度
6	あやめ2丁目	H5年度	H11年度	H6年度	39	下田	H6年度	－	H7年度
7	二丁目	H5年度	－	H6年度	40	洲崎	H6年度	－	H7年度
8	三丁目	H5年度	－	H6年度	41	東	H6年度	H10年度	H7年度
9	四丁目	H5年度	－	H6年度	42	西	H6年度	H23年度	H7年度
10	五丁目	H5年度	H16年度	H6年度	43	徳島	H7年度	H13年度	H8年度
11	六丁目	H5年度	H15年度	H6年度	44	福島	H7年度	H14年度	H8年度
12	七丁目	H5年度	H20年度	H6年度	45	米島	H7年度	－	H8年度
13	八丁目	H5年度	－	H6年度	46	前川	H7年度	H14年度	H8年度
14	七軒丁	H5年度	－	H6年度	47	水原1	H7年度	－	H8年度
15	大洲	H7年度	H14年度	H8年度	48	水原2	H7年度	－	H8年度
16	十番	H7年度	H13年度	H8年度	49	水原3	H7年度	H14年度	H8年度
17	十四番	H7年度	H13年度	H8年度	50	釜谷	H7年度	H15年度	H8年度
18	日の出1丁目	H7年度	H11年度	H8年度	51	大生	H7年度	－	H8年度
19	日の出2丁目	H7年度	H11年度	H8年度	52	大賀	H7年度	H23年度	H8年度
20	日の出3丁目	H6年度	H12年度	H7年度	53	牛堀第一	H5年度	H7年度	H6年度
21	日の出4丁目	H7年度	H12年度	H8年度	54	牛堀第二	H5年度	H7年度	H6年度
22	日の出5丁目	H7年度	H11年度	H8年度	55	永山東	H5年度	H7年度	H6年度
23	日の出6丁目	H7年度	H11年度	H8年度	56	永山西	H5年度	H7年度	H6年度
24	日の出7丁目	H7年度	H11年度	H8年度	57	堀之内	H5年度	H7年度	H7年度
25	日の出8丁目	H7年度	H19年度	H8年度	58	茂木	H5年度	H7年度	H7年度
26	新町	H5年度	H10年度	H6年度	59	清水	H5年度	H7年度	H7年度
27	後明	H5年度	H10年度	H6年度	60	芝宿	H5年度	H7年度	H6年度
28	将監	H5年度	H10年度	H6年度	61	横須賀西	H5年度	H7年度	H6年度
29	江寺	H6年度	H12年度	H7年度	62	横須賀東	H5年度	H17年度	H6年度
30	貝塚	H6年度	H12年度	H7年度	63	台上戸	H5年度	H7年度	H7年度
31	築地	H6年度	H12年度	H7年度	64	宿	H5年度	H7年度	H7年度
32	川尾	H6年度	H12年度	H7年度	65	古宿	H5年度	H7年度	H7年度
33	須賀	H6年度	H10年度	H7年度	66	赤須	H5年度	H7年度	H7年度

当編、第6章 被害軽減への備え 第6節防災用備蓄拠点の整備を参照。

## 第3節 事業所防災体制の強化

震災

風水害

航空

鉄道

道路

林野

防火管理者及び危険物施設等管理者に対して、出火の防止や初期消火体制の強化等を指導し、事業所防災体制の強化及び相互間の応援体制確立に努めることとし、次のような取り組みを促進する。

また、東日本大震災においては、商業施設やガソリンスタンド等が住民生活の支援と安定に重要な役割を果たすとともに、復旧活動においては、土木、建築、設備関係事業者の役割も大きいことから、各事業所における防災力の強化の支援に努める。

### 1. 事業所防災活動体制の強化

#### (1) 防災管理体制の強化

工場、商店、その他多数の従業員を収容、または多数の人が出入りする事業所では、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うとともに、出火の防止、初期消火体制の強化等の指導を行う。

#### (2) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災体制の確立

危険物等施設及び高圧ガス関係事業所等は、発災時に周囲への影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

#### (3) 鉄道・バス事業者の防災体制の確立

鉄道やバス等の公共交通は、災害時の移動手段として重要な機関であることから、事業者に対しては、防災活動体制の強化に向け、各事業者において防災業務計画の策定・周知を行う。

#### (4) 防災訓練の実施

事業所の防火管理者等は、火災その他の災害が発生した場合を予想し、火災訓練及び避難訓練を随時実施する。市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への参加の呼びかけ、防災活動に関する助言等を行う。

### 2. 企業における防災設備の充実

#### (1) 事業継続計画(BCP)の策定

企業は、従業員の安全確保、二次災害の防止、事業継続、復旧活動への参加等、災害時における役割が大きいことから、これらを十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化や取引先とのサプライチェーンの確保等、災害による事業活動への影響に対する効果的な対応のための備えに関する事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、本市は、国、県と連携し、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進に努める。

## (2)企業内の備蓄

企業は、従業員、利用者が帰宅困難となる事態も想定し、飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄に努める。

## (3)防災設備の整備

企業は、火災の早期鎮火を図るため、消火栓、消火器等を見やすい箇所に備え、避難階段等人命救助に必要な器具資材を備える。

## 第4節 ボランティア組織の育成

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成、災害時に円滑に活動できる体制の整備を図るため、災害発生時を想定した一般ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会等の設置、防災ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努める。

### 1. 防災ボランティアの定義

防災ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア(医療、語学、アマチュア無線)に区分する。

### 2. 一般ボランティアの担当窓口の設置

市は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの担当窓口を設置する。

市社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」となることとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等あらかじめその機能を整備するものとする。

### 3. 受入れ窓口の整備と応援体制の確立受入れ窓口

受入れ窓口の整備と応援体制の確立受入れ窓口は、円滑なボランティア活動を促進するため、体制整備を強化するとともに、市社会福祉協議会との災害時の連絡体制強化を図る。

#### 4. 一般ボランティアの養成・登録

##### (1) コーディネート機能の強化

市社会福祉協議会は、災害時、それぞれ、「ボランティア支援本部」、「災害ボランティアセンター」における、ボランティアの受入れ、調整、紹介を組織として一元化して行えるよう、あらかじめ職員への研修の充実や訓練の強化をするとともに、関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズへの的確な対応を図るものとする。その際、ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターが行う業務は次のとおりとする。

##### 【ボランティア支援本部における業務】

- ① 紹介先、紹介人数、活動内容等の市町村レベルでのボランティアの調整
- ② ①に基づくボランティアの紹介
- ③ 県社会福祉協議会に直接登録しているボランティアの調整及び紹介

##### 【災害ボランティアセンターにおける業務】

- ① 紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整
- ② ①に基づくボランティアの紹介
- ③ ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

##### (2) ボランティアリーダーの養成

県社会福祉協議会は、災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティアリーダーの養成・研修を実施する。

##### (3) 一般ボランティアの登録

県社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、その登録リストを市町村社会福祉協議会へ通知し、登録情報の共有化を図る。

##### (4) 専門的知識等を有するボランティアの養成及び確保

県は、ボランティア活動が被災者の需要に的確に対応したものとなるよう、被災者の支援に関する専門的知識等を有する人材の養成及び確保を図る。

#### 5. 災害ボランティア団体との連携

県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、NPO、企業、大学等とのネットワーク化を進めるとともに、全国災害ボランティア支援団体ネットワークとの交流等により、災害時における協力体制を整備する。

また、市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。さらに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。なお、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

## 6. 災害ボランティアの活動環境の整備

### (1) ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

### (2) 災害ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

### (3) ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

### (4) 被災者支援の迅速・適切な実施

インターネットを活用したボランティアの募集等に係る情報の収集・提供の充実、資機材の十分な確保等ボランティア実施に係る環境整備の推進、ボランティア等の個人情報の保護や感染症予防への配慮などにより、被災者支援の迅速化や適切な実施を図る。

## 7. 企業防災の促進

### (1) 事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、市及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、市は、

企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。

また、市、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

さらに、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ積極的に参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団等と積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスを行う。

## （２）情報連絡体制の整備

市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

## （３）施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策

企業等においては、地震発生時に施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

また、災害発生時に従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。

## 8. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の確立など自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

当該地区の住民等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案することができる。市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 第2章 情報通信施設の整備

目的	災害発生時の被害情報の収集や、市民に対する災害、避難、支援等の情報を効果的に伝達するため、情報通信施設の多様化を図るとともに、耐震化や非常用電源の確保等の災害時の運用を確保する。また、これらを円滑な運用し、確実な情報の収集・伝達を行えるよう体制の構築と運用技術の周知を図る。
担当部署	秘書課 企画政策課 財政課 総務課

### 第1節 災害通信施設等の整備

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

災害時の通信連絡体制、民間無線施設の利用の強化などを図り、併せて消防関係建築物の耐震耐火性の強化を図る。また、災害時の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、停電等に備えバックアップ化、非常用電源確保、耐震化、免震化を図る。

#### 1. 多様なネットワークの構築

災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信ネットワークが必要である。

このため、市は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。また、Lアラートで発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

#### 2. 業務継続性の強化

市は、情報システムの耐災性の向上とバックアップの強化を図り、各種重要データの消失を防止するとともに、それを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させる必要がある。

#### 3. 最新の情報通信関連技術の導入

被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

#### 4. サーバの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段について情報通信事業者等と調整を図っておくものとする。

<b>第2節 災害通信施設の利用</b>	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----------------------	----	-----	----	----	----	----

1. 市町村防災行政無線等

市は、市民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム（同報無線、移動無線、戸別受信機等）及び携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。

また、市民や来訪者に対して災害情報等を迅速・確実に伝達するため、防災行政無線（同報系）の補完を目的に、「潮来市メルマガ配信やLINEの配信」の利用促進を図る。

また、平成24年3月1日から開始した潮来市役所防災無線テレホンサービスについても情報伝達手段として活用する。

潮来市役所防災無線テレホンサービス (無線内容音声案内)	0299-62-4688
---------------------------------	--------------

2. 消防無線

いばらき消防指令センターと茨城県防災情報ネットワークシステムを接続することにより、大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で無線により直接、連絡調整を行える。

3. 災害時の優先通信

市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録状況について管理し、関係機関との情報共有を図る。

4. 移動系無線の強化

各機関・職員間の情報伝達・収集体制を強化するため、移動系の防災行政無線の導入について検討するとともに、特定の非常通信ルートに限定せず、MCA無線、IP無線等、柔軟かつ複数の通信手段を設定・確保する。

5. 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

津波情報や緊急地震速報などの緊急情報を市民まで瞬時に知らせるための全国瞬時警報システム（J-ALERT）について、防災行政無線との連携を図る。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）：地震・津波や武力攻撃など対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を活用して情報を送信し、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム

6. アマチュア無線ボランティアの確保

災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を設置する。

<b>第3節 茨城県防災情報ネットワークシステムとその活用</b>					
震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

1. 防災情報ネットワークの概要

県の防災情報ネットワークシステムは、気象情報、被害情報、映像情報等の多様な情報を一元的に収集管理し、県災害対策本部や市町村災害対策本部、消防本部、救急医療機関、防災関係機関において、当該情報を共有することができるシステムである。

市町村災害対策本部や消防本部等は、被害情報を入力することができ、県災害対策本部等全ての構成機関はそれらの情報を閲覧することができる。

このシステムにより、気象情報を迅速・的確に市町村、消防本部など関係機関に伝達できるとともに、多様な情報を関係機関で共有できるようになり、より迅速・的確で円滑な防災対策を講じることができる。

また、Lアラート等と連携し、多様な手段を通じて県民に対して気象情報等を広く伝達することができる。

2. 防災情報システムの機能

防災情報システムの主な機能は次のとおりである。

表－防災情報システムの機能

<input type="checkbox"/> 気象情報（予・警報、地震情報等）の迅速な伝達 <input type="checkbox"/> 各機関における被害情報（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）等の登録・共有 <input type="checkbox"/> 防災情報ネットワークシステムを活用した携帯電話の通信事情に左右されない救急車から救急医療機関への無線を含む連絡網の構築 <input type="checkbox"/> いばらき消防指令センターが取得した消防・救急情報の県、市町村等における共有 <input type="checkbox"/> 国や県がそれぞれ整備した河川監視リアルタイム映像情報の共有
---

3. 防災情報システムの平常時の活用

災害時に十分機能を発揮できるよう、防災情報ネットワークシステムの適正な維持管理を進めるとともに、端末操作研修や端末操作訓練を通して、各構成機関担当者の習熟度向上を図る。

## 第4節 非常通信体制の設備強化

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

### 1. 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常用電源設備を活用しての県防災情報システムをはじめ、防災行政無線、非常・緊急通話用電話などの非常通信の伝送訓練及び試験等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

### 2. 非常通信の普及、啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

### 3. その他通信網の整備

インターネット、パソコン通信等多様な通信メディアの活用について検討し、平常時からの防災知識の普及及び災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

### 4. 通信設備の機能確保

#### (1) 情報通信設備の多重化

中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信を確保できるよう、通信回線の多ルート化、制御装置の多重化等に努める。

#### (2) 非常用電源の確保

災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備・確保を図る。

#### (3) 情報通信設備の耐震化・免震化

通信設備全体が、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すよう努める。

## 第5節 相互応援体制の整備

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

県、市町村及び防災関係機関等は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図る。

### 1. 応援要請・受入体制の整備

市は、災害時における市町村間の相互応援体制の確立を図るため、協定の締結、応援要請体制の整備、応援受け入れ体制の整備に努める。

表－市町村間の応援要請・受入体制の整備

<p>協定の締結</p>	<p>市は、当該市町村の地域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第 67 条の規定等に基づき、県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。</p> <p>また、消防組織法第 39 条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」、県境にある市町村が隣接する県の市町村と行う「消防相互応援協定」を締結している。</p>
<p>応援要請体制の整備</p>	<p>市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備し職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、各種感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p>
<p>応援受入体制の整備</p>	<p>市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡システムの明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p>

2. 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

3. 県と防災関係機関及び防災関係機関間の連携

市は、その区域内または所掌事務に係る関係機関に対して震災時及び風水害時において、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。このため、関係機関の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

4. 市及び茨城県にかかわる協定及び広域応援

鹿行広域消防本部では、大規模な災害等に対応するため、次表の消防本部と消防相互応援協定を締結している。

災害規模に応じて消防力の投入が可能な相互応援を確立するため、県内の応援可能な関係団体と「茨城県広域消防相互応援協定書」を締結した。

5. 公共的団体等との協力体制の確立

市は、その区域内または所掌事務に係る公共的団体に対して災害時において応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

6. 民間事業者との協定の締結

物資提供や被災者生活支援、情報提供、復旧活動等において、民間事業者との速やかな連携を図るため、市内及び市外の事業者との協定の締結を図る。

表－鹿行広域消防本部，消防相互応援協定の締結状況

協定締結年月日	協定締結先・協定名称
昭和54年4月1日	百里基地周辺における航空機事故及び航空機事故に伴う災害発生の場合の連絡調整に関する協定
昭和56年11月1日	佐原市外5町消防組合
昭和59年12月14日	茨城町
昭和59年12月25日	大洗町
昭和62年2月26日	新治地方広域事務組合
昭和62年7月29日	鹿島南部地区消防事務組合
平成元年4月1日	茨城県広域消防相互応援協定
平成5年9月7日	神栖町（現：神栖市）
平成5年4月27日	東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定(14市1町3組合)

平成24年12月1日現在

表－潮来市災害時応援協定・覚書締結一覧

	協定名	協定相手先	協定相手先住所	締結年月日	協定内容
1	東関東及び新空港道消防相互応援協定	当該道路沿線市町及び消防本部(14市1町3組合)	－	平成5年4月27日	消防隊、救急隊の出場、人員・機材の派遣及び提供
2	災害時等の相互応援協定	茨城県全市町村	－	平成6年4月1日	食料品その他生活必需品等の提供、被災者の救出、医療の提供、救助・復旧のための職員の派遣、被災者収容施設の提供、その他
3	災害時における潮来郵便局との協力に関する覚書	潮来郵便局	潮来市潮来 103-3	平成9年4月1日	郵政事業の災害特別事務、施設の提供、情報の相互提供避難所への臨時郵便箱設置等
4	あやめサミット連絡協議会災害時相互応援協定	全国14自治体	－	平成12年4月26日	復旧・応急活動の職員派遣、備蓄物資の提供、被災者の一時収容施設の提供、あっせん、その他
5	災害時等の医療救護協定	水郷医師会	－	平成13年4月20日	医療救護班の派遣、医療機関への転送の判断、死亡の判断
6	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	なめがたしおさい農業協同組合	行方市麻生 3346-25	平成16年12月15日	物資供給の協力、物資の運搬
7	災害応急復旧工事に関する協定書	潮来市建設業組合	潮来市辻 583-2	平成19年7月19日	復旧・応急活動の実施
8	災害応急復旧工事に関する協定書	潮来市指定管工事組合	－	平成21年8月24日	上下水道管の復旧・応急活動の実施
9	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館	平成24年7月2日	災害時における情報交換の実施

災害予防計画編

10	全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定	全国 24 自治体	—	平成 24 年 7 月 27 日	食料品その他生活必需品等の提供、被災者の救出、医療の提供、救助・復旧のための職員の派遣、被災者収容施設の提供、その他
11	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書	株式会社共成レンテム潮来営業所	潮来市洲崎 3845	平成 24 年 12 月 21 日	災害応急対応業務に必要な機材の優先的な供給
12	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定書	全国 78 自治体	—	平成 25 年 7 月 12 日	大規模かつ広域的な災害に対し相互に応援協力し、被災団体への災害応援の実施
13	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	慈母学園	潮来市日の出 4-7	平成 25 年 8 月 1 日	災害時における避難所としての施設利用
14	災害時等における緊急救護輸送時の協力に関する協定書	茨城県トラック協会鹿行支部	行方市手賀 2692-2	平成 25 年 11 月 27 日	車両による物資の輸送・配送
15	茨城県潮来市及び千葉県香取市の飲料水兼用耐震性貯水槽共同設置に関する協定書	千葉県香取市	千葉県香取市佐原口 2127	平成 26 年 11 月 27 日	災害時に共同利用できる飲料水兼用耐震性貯水槽の設置
16	災害時の歯科医療救護についての協定	潮来市歯科医師会	—	平成 26 年 12 月 24 日	災害時における歯科医療救護の実施
17	災害時における支援協力に関する協定書	茨城県行政書士会	茨城県水戸市笠原町 978-25 茨城県開発公社ビル 5 階	平成 27 年 11 月 9 日	災害時における行政書士業務の支援協力
18	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	いばらきコープ生活協同組合	茨城県小美玉市西郷地 1703	平成 27 年 12 月 8 日	災害時における応急生活物資の調達及び安定供給
19	災害時における放送要請に関する協定書	鹿嶋市及びエフエムかしま市民放送株式会社	鹿嶋市大字平井 1187-1 鹿嶋市大字鉢形 1572-1	平成 28 年 2 月 25 日	災害時における潮来市の災害情報について、市民に対しての情報提供
20	災害発生時における潮来市と潮来市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社潮来郵便局 ほか潮来市内郵便局	潮来市潮来 103-3	平成 28 年 3 月 28 日	災害時において、潮来市と潮来市内郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行
21	特定接種の接種体制に関する覚書	医療法人社団福寿会 飯島内科	潮来市日の出 8-13-2	平成 28 年 12 月 6 日	新型インフルエンザ等が発症した際に職務に従事する 80 名分の特定接種を行うこと
22	大規模水害時における広域避難の連携に関する協定	稲敷市・神栖市・香取市	—	平成 29 年 2 月 7 日	大規模な水害時の県境及び市境を越えた避難行動に係る協定
23	災害時における支援及び協力に関する協定	茨城県高圧ガス保安協会行方支部	行方市麻生 1221	平成 29 年 9 月 1 日	災害時における支援及び協力に関する協定
24	災害時における物資の供給に関する協定書	王子コンテナ株式会社霞ヶ浦工場	稲敷市釜井 1737	平成 29 年 9 月 1 日	災害時における必要な物資の供給に関する協定
25	原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定書	茨城県内 37 市町	—	平成 30 年 1 月 29 日	原子力災害時における広域避難に関する協定
26	原子力災害時における茨城町民の県内広域避難に関する協定書	茨城県茨城町・神栖市	—	平成 30 年 7 月 24 日	原子力災害時における広域避難に関する協定
27	災害時における相互応援に関する協定書	東京都荒川区	東京都荒川区二丁目 2 番 3 号	平成 30 年 11 月 19 日	災害時における相互応援に関する協定
28	災害に係る情報発信等に関する協定書	ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号	平成 31 年 3 月 27 日	災害に係る情報発信等に関する協定
29	災害時等における業務の継続性を確保するための相互支援に関する協定書	笠間市・常陸大宮市・那珂市・かすみがうら市・大子町・五霞町	—	令和元年 12 月 1 日	災害時等における基幹業務システムの相互支援に関する協定
30	災害時における物資の供給に関する協定書	有限会社カミス総合防災	茨城県神栖市知手中央 9 丁目 5-2	令和 2 年 6 月 23 日	災害時における物資の供給に関する協定
31	災害時におけるボランティア活動に関する協定書	社会福祉法人潮来市社会福祉協議会	潮来市辻 765 番地	令和 2 年 7 月 2 日	災害応急対応対策活動として行うボランティア活動協力体制に関する協定

災害予防計画編

32	災害時における物資供給に係る協定書	NPO 法人 コメリ災害対策センター	新潟県新潟市南区清水4501番地1	令和2年11月5日	災害時における物資(先方指定品)及び本市の希望する物資の提供
33	災害・火災時における施設の利用に関する協定書	新日本観光株式会社潮来カントリー倶楽部	潮来市築地700番地	令和2年11月10日	災害時における浴場の利用及び火災時におけるコース池(水利)の利用
34	潮来市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書	大塚製薬株式会社ニュートラシューティカルズ事業部 大宮支店	埼玉県上尾市瓦葺929番地1	令和2年11月26日	健康維持増進・スポーツ振興・食育推進・女性活躍・災害対策に関する協定
35	災害・火災時における施設の利用に関する協定書	東京建物リゾート株式会社 Jゴルフ霞ヶ浦	潮来市茂木279番地1	令和2年12月15日	災害時における浴場の利用
36	災害応急復旧工事に関する協定書	潮来市建設業組合	潮来市辻583番地2	令和3年1月7日	災害時における道路・河川の迅速な復旧工事の実施
37	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社竜ヶ崎支社	竜ヶ崎市寺後3626番地1	令和3年6月1日	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定
38	災害時における施設使用に関する協定書	茨城県行方警察署長	行方市麻生1723	令和3年7月6日	災害時における施設使用に関する協定書
39	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	株式会社 アクティオ	東京都中央区日本橋三丁目12番12号	令和4年3月11日	災害時のレンタル機材の提供
40	災害時に伴う検視場所等の確保	茨城県行方警察署長	行方市麻生1723	令和4年6月30日	災害時に伴う検視場所等の確保(旧八代小・旧牛堀第二小体育館)
41	包括的連携協定	総合警備保障株式会社	東京都港区元赤坂1-6-6	令和4年6月30日	安全・安心な社会づくりを目指し、地域の一層の活性化および市民サービスの向上
42	災害時における協力に関する覚書	(亀の井ホテル 潮来) (株)マイステイズ・ホテル・マネージメント	東京都港区六本木六丁目2番31号	令和5年12月28日	避難場所・非常食・入浴の提供
43	災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社竜ヶ崎支社	竜ヶ崎市寺後3626番地1	令和6年1月11日	停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関して

令和5年4月1日現在

## 第3章 防災まちづくり

<b>目的</b>	<p>本市は全域が都市計画法による都市計画地域に指定され、区域区分制度や地域地区の指定、都市施設、市街地開発事業等を行い、都市機能を十分発揮できるよう必要な施策に取り組んでいる。一方、集落や農地についても、農業振興地域の指定に基づき、営農環境の充実に努めている。そのため、今後も都市部と農村部との調和を図りつつ、災害に強いまちづくりに向けて必要な施策を講じる。</p> <p>本市では東日本大震災において、液状化により大きな被害を受けたことから、国や県と連携し液状化対策に取り組むとともに、災害に強い都市基盤の整備に努める。さらに、本市では、台風や豪雨に伴う水害の発生も予測されることから、このような災害に備え防災まちづくりに取り組む。</p>
<b>担当部署</b>	全ての課

### 第1節 防災まちづくりの推進

	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
--	----	-----	----	----	----	----

災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から、災害に強いまちづくりの総点検を行い、本市総合計画に基づき、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの推進に努める。また、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地地区画整理事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

図-防災まちづくりの方針

- 市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- 木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るための土地地区画整理事業等の計画

### 第2節 防災空間の確保

	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
--	----	-----	----	----	----	----

災害に強いまちづくりを進めるためには、市街地の同時多発的な火災に対する延焼遮断空間、避難や救急車両が通行するための交通路、防災拠点や避難地等の防災空間の確保が不可欠である。そのため、市街地における防災空間を形成する道路や公園・河川等の根幹的な公共施設の整備に努める。

#### 1. 防火、準防火地域の指定

市は、建築物が密集し災害により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または防火建築物の建築を促進する。この防火地域は、

容積率の高い商業地域について指定を行うほか、集团的な地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。

2. 緑地保全地域・特別緑地保全地区の決定

都市緑地保全法に基づき、緑地保全地域等を指定し、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、都市における災害の防止に努める。

3. 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市計画公園 防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市防災不燃化促進事業等の総合的な推進を図る。

4. 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

震災時においては、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。または、道路の新設拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。このため災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備に努める。その際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

なお、日の出地区については、東日本大震災により被災した市道について、災害時の避難路及び輸送路、緊急車両の通行を確保するため、以下の路線を位置づけ、液状化対策・電線共同溝(一部区間)等を実施している。

表一日の出地区における液状化対策路線

路 線	概 要
市道(潮)1級12号線	延長約 2,548m ≒ 2,500m, 幅員約 16m
市道(潮)1級13号線	延長約 2,408m ≒ 2,400m, 幅員約 22m
市道(潮)1級14号線	延長約 1,389m ≒ 1,400m, 幅員約 12~16m

※震災時の工事延長を記載

5. 防災拠点や避難地となる都市計画公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震性貯水槽、救援物資集積所、ヘリポート、救援物資集積所等の災害応急対応施設の整備を行い、公園防災機能の一層の充実に努める。

なお、市は、災害応急活動の中核となる地域の防災活動拠点として、市の中心に位置する前川運動公園に防災機能を有する人工芝サッカー場を整備する。平常時はサッカー場として活用するが、災害時には緊急輸送道路である潮来ICや国県道との近接性を活かした緊急物資の集積所としての機能を有し、各避難所への物資の分配の中継基地や飲み水の供給所として利用する。

また、潮来IC周辺の地域づくりを推進し、広域的な賑わいの創出に資する新たな交流拠点を形成するとともに防災機能を有する（仮称）潮来市総合運動公園を整備する。前川運動公園など周辺の防災施設と連携し、救援物資保管や災害時における帰宅困難者の一時滞在及び地域の避難場所として整備するとともに、整備後は速やかに避難場所として想定し運用する。

## 6. 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な市街地においては消防車両が進入できない道路が多く、火災発生の高危険性だけでなく、消防活動の困難性が特徴としてあげられ、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保する必要がある。

このため、消防活動困難区域においての街路事業等により、消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

## 第3節 建築物耐震化の推進

震災

風水害

航空

鉄道

道路

林野

学校、その他公共施設については順次耐震、耐火化が進んでいるが、今後もその他の施設の耐震、耐火化に努める。

### 1. 防災上重要な建築物の耐震化等

地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、災害対策全体に対して果たす役割が大きく、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものし、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また、地震時の停電に備え、応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努めていく必要がある。

### 2. 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

既存の耐震診断基準等の有効利用を図るため県の耐震診断技術マニュアル(木造編、鉄骨造編、鉄筋コンクリート造編)を活用し、県内の建築士及び応急危険度判定を行う判定士による耐震診断の促進を図る。

#### (1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

##### ①耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進

潮来市耐震改修促進計画に基づき、住宅、多数の者が利用する建築物、避難路沿道建築物、公共施設の耐震化を推進する。

##### ②耐震診断基準の周知

建築士による耐震診断の促進を図るため、(一財)日本建築防災協会発行の耐震診断基準及びその講習会等の案内・周知を行う。

##### ③住宅の耐震化の促進

地震による家屋の倒壊等を未然に防止するため、県が養成した木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進し、木造住宅の耐震化を促進する。

④広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的とした講習会を開催し、併せて、一般市民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

⑤所有者等への指導等

特に、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

(2) 応急危険度判定体制の充実

①判定士の養成

地震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定を行う判定士を茨城県と連携して計画的に養成することに努める。

②動員体制の整備

災害時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動を行うため、市町村の応急危険度判定コーディネーターの養成、判定士の応急危険度判定訓練の実施や、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。

(3) 被災宅地危険度判定体制の充実

①被災宅地判定士の養成

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を行う被災宅地判定士を計画的に養成する。

②動員・実施体制の整備

災害発生時に迅速かつ効率的な被災宅地危険度判定を行うため、実施主体と被災宅地判定士との連絡調整等を行う判定調整員の養成や、被災宅地判定士の速やかな動員のための連絡網の強化など、組織体制の整備を図る。

3. 建築物の落下物対策の推進

落下物対策の効果的な推進を図るため「建築物の落下物対策のための改修にかかわる特別償却制度」の徹底した普及に努める。

(1) 一般建築物の落下物防止対策

県及び建築主事の指導の下に、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策に努める。

図一一般建築物の落下物防止対策

- 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態調査を行う。
- 実態調査の結果、落下の恐れのある建築物について、その所有者または管理者に対し改修を指導する。
- 建築物の所有者または管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

(2)ブロック塀の倒壊防止対策

地震によるブロック塀(石塚を含む)の倒壊を防止するため次の施策の推進に努める。

- ア. 市民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報誌等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を利用して知識の普及を図る。
- イ. 市街地内のブロック塀の実態調査を行いブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- ウ. ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。
- エ. ブロック塀を新設または改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

4. 建築物の不燃化の推進

(1) 防火、準防火地域の指定

市は、建築物が密集し災害により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または防火建築物の建築を促進する。この防火地域は、容積率の高い商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。

また、準防火地域は防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

<b>第4節 土木施設の耐震化等の推進</b>					
震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

1. 土木施設の安全性の向上

道路、橋梁、河川、ため池等の土木施設については、長寿命化対策とともに耐震性の向上を図り、災害時の安全性向上に努める。特に、緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるように耐震対策の実施に努める。また、崩落等の危険性がある法面については、震災、風水害による土木施設への影響を含め安全対策を検討する。

2. 道路建設上配慮すべき事項

道路の設計及び施工においては、防災性の確保を考慮し、以下の事項に配慮する。

- ア. 平面線形, できるだけ河川との接近や湿地, 沼等を避ける。
- イ. 縦断線形, 平たん地における切土法面はなるべく取らず, 水田等を通過する場合, 洪水により水位の増に対し安全な高さをとる。
- ウ. 横断こう配, 路面水をすみやかに側溝に流下させるに必要なこう配をとる。
- エ. 路側, 横断構造物, 切土部において法長が大きく崩土するおそれのある個所, 盛土法面で常に水と接する部分(堤防併用), 水田を通る部分等にはコンクリート擁壁, 間知石積を施し法面の保護を図る。
- オ. 横断排水構造物は, 洪水時に十分な排出のできる通水断面とする。
- カ. 排水側溝, 路面水を処理し速やかに排水路に導き, 地下水が高く路面排水が困難な箇所は暗渠等を施す。
- キ. 路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備, 車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備, 明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等, 要配慮者に留意した防災基盤整備を推進していくものとする。

### 3. 道路防災事業計画

災害の発生する恐れのある危険箇所を緊急度の高い箇所から逐次解消を図る。

### 4. 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は, 災害対策計画や防災業務計画等の各々の計画で, 緊急輸送道路の耐震強化を示し, その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

また,緊急輸送道路について, 災害時の交通の確保を図るため, 必要に応じて, 区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに, 無電柱化の推進を図るものとする。

## 第5節 ライフライン施設の耐震化の推進

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

### 1. ライフラインの耐震化

上下水道施設, 電気施設, 電話施設, ガス施設等について, 各施設管理事業者の計画と調整を図りつつ, 施設の耐震性の強化及び風水害にも対応したライフラインづくりの推進に努める。

特に, 飲料水兼用耐震性貯水槽については, 学校など公共施設を中心に整備に努める。

#### (1) 上水道施設の耐震化

水道事業者等(水道事業者及び用水供給事業者をいう。以下同じ。)は, 水道施設の耐震化, 液状化対策について目標を定め, 計画的に事業を推進する。

##### ①配水池・貯水池の緊急補強または更新

配水池等市街地に存する重要施設のうち耐震性に問題があるものについては, 二次災害を回避するため緊急に補強または更新を図る。

##### ②石綿セメント管等老朽管の更新

石綿セメント管等老朽化した管，耐震性に劣る管路について速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。

### ③給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に，避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

### ④緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を確保するため，浄水場間を結ぶ緊急連絡管や非常用発電設備を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。

## (2) 下水道施設の耐震化

### ①既存施設の耐震化

市及び県は，被災した場合の影響度を考慮して，処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については，より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

#### ア. 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

#### イ. 耐震補強工事

補強対策工事の年度計画に従い，耐震補強工事を実施する。

#### ウ. 耐震化の具体例

- 可とう性・伸縮性を有する継手の採用
- 地盤改良等による液状化対策の実施

### ②新設施設の耐震化

市及び県は，施設の計画，調査，設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

## 2. 雨水排水対策の推進

台風等による浸水・床下浸水被害は，市街地内での排水施設の未整備によるものと，湖岸や河川に隣接した滞水しやすい地形に立地した家屋に見られる。したがって市街地における下水道等排水施設整備の推進に努めるとともに水害を受けやすい宅地地盤の周知と災害に強い家づくり，まちづくりへの啓発並びに指導に努める。

## 3. 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については，大規模災害時に稼働することにより，電力供給や熱供給等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

## 第6節 地盤災害防止対策の推進

震災

風水害

航空

鉄道

道路

林野

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

### 1. 地盤災害危険度の把握

#### (1) 地盤情報等のデータベース化

市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

#### (2) 地盤情報等の効果的利用

地盤情報等のデータベースは、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活用していく。または、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を総合防災マップ等に反映させるように努める。

### 2. 土地利用の適正化の誘導

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図るため、防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用を確保することとし、市総合計画、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画等において、都市の災害危険度の把握を的確に行うとともにこれらの情報を周知する。

災害に弱い地区の土地利用については、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化に努める。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、ハザードマップの作成等により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知を図るとともに、砂防法等の適切な運用を図る。

### 3. 斜面崩壊防止対策の推進

地震による土砂災害から、市民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業、治山事業を推進する。

また、地震が発生すると地盤の緩みが生じ、その後の降雨等による二次災害の発生が懸念されることから、必要に応じて斜面崩壊のおそれのある箇所の緊急点検を実施する。

ソフト対策については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づく警戒避難体制の整備を進める等、住民への周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。

### 4. 造成地災害防止対策の推進

#### (1) 災害防止に関する指導、監督、防災パトロールの強化

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている

開発許可，建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導，監督を通じて行う。

また，巡視等により違法な開発行為の取り締まり，梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

なお，盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ，危険が確認された盛土については，各法令に基づき，速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

## (2)災害防止に関する指導基準

### ①災害危険度の高い区域

急傾斜地崩壊危険区域内の土地については都市計画法の適用により，原則として開発計画を認めない誘導を図る。

### ②人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は，その高さ，勾配及び土質に応じ，擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。

### ③軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は，地盤改良を行うよう指導する。

## (3)大規模盛土造成地情報の公開

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努める。

## 5. 地盤沈下防止対策の推進

地盤沈下による建築物，土木建造物等の耐震性劣化の可能性が指摘されている。このため地盤沈下の誘因となる地下水の過剰揚水などを規制する。

## 6. 液状化防止対策等の推進

液状化による被害を軽減するため，市，県及び公共・公益施設の管理者は，埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに，締固め，置換，固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。

また，市及び県は，地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し，人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について，緊急連絡体制等を整備するとともに，ハザードマップの作成・周知等により適切な情報提供を図るものとする。

本市においても，甚大な液状化被害を受けた日の出地区の液状化対策を推進するため，地盤の液状化に関する研究者等で構成する潮来市液状化対策検討委員会を設置し，対策工法の検討を行った。今後，これらの検討成果を踏まえ液状化対策を推進する。

- ◇「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」において必要とされている対策
- ・地盤改良，基礎杭打等の施設対策の推進
  - ・液状化危険度を表示した地図等を利用した指導体制の整備
  - ・大規模開発での液状化対策に向けた連携，調整
  - ・液状化による被害軽減のための調査研究

(1) 液状化予防対策

ア. 木造建築物は、必要に応じて地盤が軟弱な区域を指定する。

(根拠指定：建築基準法施行令第42条)

イ. 小規模建築物(階数が3以下)を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。

(2) 液状化対策工法

地盤に液状化の可能性がある場合は、締固め、置換、固結、土盛等の有効な地盤改良や基礎構造を用いるなど対策を講ずるよう指導するとともに、液状化に関する知識の普及・啓発に努める。

(3) 市及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

市及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、市が策定した耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震補強工事を推進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を推進する。

(4) 不特定多数の者が利用する特定建築物等の所有者による施設の耐震化

不特定多数の者が利用する一定の建築物や避難路沿道建築物(以下「特定建築物等」という。)の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。県等の所管行政庁は、特定建築物等の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

7. 警戒避難体制の確立

がけ崩れの発生の恐れがある場合、あるいは危険が切迫した場合に、迅速かつ適切な勧告または指示及び伝達ができるよう、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づく警戒避難体制の整備を進める等、住民への周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。

第7節 地震火災の防止						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

1. 初期消火体制の確立

地震直後の消火栓の使用不能、道路の通行不能などの悪条件下での初期消火の効果を十分発揮するため、防火用水、水バケツ、消火器等を準備するとともにその体制を確立する。特に住民の初期消火活動が積極的に行われるよう指導する。

2. 消防水利の整備

集落密集地における防火水槽などの消防水利を増設し、その適切配置を推進するとともに、河川、堀、池などの自然水利はもちろんのこと、井戸、用水等も水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。

### 3. 救出機材の運用

家具や建物などの重量物の下敷となった人々の救出を敏速に行うため、レスキューキット、ポートパワー(油圧ポンプ)、ジャッキなどの救出機材とともに、動力付ノコ、手ノコなどの有効利用に努める。

第8節 火災予防査察						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

毎年春季及び秋季火災予防運動期間中並びに歳末警戒期間中を重点的に消防機関が消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 4 条の規定に基づいて、火災予防上必要な資料の提出を求め、または防火対象物に立入って検査を実施する。立入検査の主眼点は下記のとおりである。

図－立ち入り検査の主眼点

- 消火器をはじめ消火設備、警報設備、避難設備、消防用水、その他消火活動上必要な施設が消防法施行令で定められている基準どおり設置されているかどうか。
- 炉、かまど、ボイラー、乾燥設備、変電設備等、火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が消防法で定められている基準どおり確保されているかどうか。
- 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱いの状況が鹿行広域事務組合火災予防条例に違反していないかどうか。
- その他、残火、塵灰の始末、たき火の禁止等屋外において火災予防事項及び火災警報発令下における火の使用制限等遵守されているかどうか。

第9節 防火管理者の育成、指導						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

本市の防火管理者の育成・指導は、鹿行広域消防本部に協力し、学校、病院、工場等、消防法第 8 条及び同法第 8 条の 2 に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう努める。

第10節 危険物等災害対策計画						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

本計画は、市内において危険物等(石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質(放射性同位

## 災害予防計画編

元素またはそれを含有する物質等放射線を放出する物質)をいう。以下同じ。)の漏洩・流出，飛散，火災，爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し，または発生する恐れがある場合に，関係機関，関係団体及び事業者がとるべき対策について定めるものであり，本市内では，危険物等の事業所外運搬中の事故による道路災害についての対策を図る。危険物等災害対策計画は，茨城県地域防災計画風水害等対策計画編(平成6年3月)に準じる。

### 1. 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は，消防法第12条(施設の基準維持義務)及び同法第14条の3の2(定期点検義務)等の規定を遵守し，危険物施設の保全に努めるとともに，設置地盤の状況を調査し，耐震化に努める。

### 2. 保安確保の指導

市は，危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が，危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し，必要がある場合は事業所の管理者等に対し，災害防止上必要な助言または指導を行う。

## 第11節 文化財の災害予防対策

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

教育委員会は，国，県等との連携を図りながら，文化財の災害対策を講じる。

### 1. 災害予防対策の対象

本市には，市及び県の文化財保護条例に指定された建物，史跡等があり，これら及びこれらに準ずるものを対象とする。

### 2. 災害予防対策

文化財の火気防災対策は，施設の充実というまでもなく，所有者・管理者などの防火管理体制を図るとともに，その周辺での喫煙，たき火等の火気使用の制限を図る。

文化財保護制度制定後，国では毎年1月26日を文化財防火デーとしており，本市においてもこの日を期して，消防団及び教育委員会と連携し，消火訓練を実施するなどして防火思想の高揚に努める。

## 第12節 農地計画

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

### 1. 農業用ため池の耐震化

市は，受益者の協力のもとにため池に係る諸元等の整理を行い，地震時に緊急点検を要するため

池及び防災重点ため池を位置付け、耐震事業化を進める。県は、国庫補助制度を最大限に活用し計画的に実施できるよう支援を行う。

## 2. 湛水防除事業

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずる恐れのある地域(原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域)で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設または改修に努める。

## 3. 水質障害対策事業

農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するために、用排水路の新設、改修または水質浄化施設の整備に努める。

# 第13節 農業計画

震災

風水害

航空

鉄道

道路

林野

## 1. 農林漁業災害対策委員会の設置

激甚災害等の発生に対応し被害農家の救済対策を迅速かつ適正に実施するとともに、以下のような災害による農作物被害の軽減、未然防止対策を講ずることを目的として設置する。

### (1)災害の未然防止対策

#### ①気象予報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

#### ②農業共済加入率の向上

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進するため、農業共済地域対応強化総合対策事業等を実施する。

### (2)災害の事後対策

#### ①県条例の迅速な適用

被害の状況に応じ、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例を迅速に適用し、被害農業者への助成措置を講ずる。

#### ②制度資金の活用

県条例が適用されない小さな災害については被害農家の再生産が図られるよう農業経営維持安定資金(日本政策金融公庫資金)の活用の推進を図る。

## 2. 資材の確保

資材の確保は、以下の項目について、県及び農業関連団体に要請し整備を図る。

### (1)防除器具の整備

病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

### (2)薬剤等

災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう全農いばらき等を通じて必要量の備蓄を行う。

### (3)飼料

災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

## 3. 家畜対策

家畜対策は、以下の項目について、県及び農業関連団体に要請し整備を図る。

ア. 低湿地畜舎は周囲の土盛り、排水路の整備を行う。

イ. 増浸水の場合を想定して避難移動場所の確保を図る。

ウ. 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

## 第4章 水政計画

<b>目的</b>	市民の安全と公共施設の維持を図るため、本市における洪水による水害を警戒、かつ防御し、これによる被害を軽減するための必要な措置を講じる。
<b>担当部署</b>	総務課 都市建設課 上下水道課 農政課

### 第1節 河川改修の概要

	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
--	----	-----	----	----	----	----

表－本市における河川概要

河川名	種別	管理主体	河川名	種別	管理主体
常陸利根川	1級河川	国	アンコウ川	準用河川	市
鱈川	〃	〃	石田川	〃	〃
霞ヶ浦	〃	〃	四石谷原川	〃	〃
北浦	〃	〃	田中川	〃	〃
前川	〃	県			
稲井川	〃	〃			
夜越川	〃	〃			

表－河川の水位標所在地

河川名	水位標所在地		平水位 (m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)	管理者
	観測所	所在地					
霞ヶ浦 (西浦)	出島	かすみがうら市坂	1.10～ 1.30	2.10	2.50	2.60	霞ヶ浦河川事務所
前川	潮来大橋	潮来市潮来 3318	—	1.60	1.70	1.80	潮来土木事務所
北浦	白浜	行方市白浜	1.10～ 1.30	2.10	2.50	2.60	霞ヶ浦河川事務所
利根川	横利根	稲敷市西代	1.06	2.85	3.90	4.40	利根川下流河川事務所

注) 西浦、北浦、常陸利根川、鱈川は4月から10月中旬は1.10mを中心に、11月中旬から2月末までの間は1.30mを上限に水位管理が行われています。

表－市内の水位観測所

観測所名	河川名	水位 (m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)	所在地	管理者
牛堀	常陸利根川	1.28	—	—	—	潮来市牛堀	霞ヶ浦河川事務所
潮来	常陸利根川	1.33	—	—	—	潮来市潮来	霞ヶ浦河川事務所
十番	常陸利根川	1.36	—	—	—	潮来市潮来	霞ヶ浦河川事務所
鱈川	鱈川	1.47	—	—	—	潮来市徳島	霞ヶ浦河川事務所
潮来大橋	前川	1.24	1.60	1.70	1.80	潮来市潮来 3318	潮来土木事務所
辻大橋	前川	2.46	—	—	—	潮来市辻 2250	潮来土木事務所
釜谷沖	北浦	1.33	—	—	—	潮来市釜谷沖	水資源機構

資料) 茨城県地域防災計画資料編

第2節 水害予防対策						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

1. 水害予防対策

河川改修の進捗にあわせ、本市は次の水害予防対策に努める。また、水防法第15条の10に基づき、大規模氾濫減災協議会制度が創設されており、「水害対応タイムライン」の作成・点検、ICTを活用した災害情報の共有強化等について協議を行うこととなっている。

- ア. 定期的に排水不良箇所を点検し、溢水危険箇所については堤防の補強等その管理団体に防止策を要請する。未改修地域については、国、県関係機関に働きかけ改修促進を要請する。
- イ. 水田などの低地部に位置する宅地については、国、県に対して工事の促進を図るよう運動し、併せて用排水整備を図って営農体制を確立するものとする。
- ウ. 被害を未然に防止するため樋管等の点検管理を行うとともに逐次排水施設等の検討を行う。

2. 水防法に基づく洪水・内水氾濫対策

(1) 浸水想定区域の指定

地域における水害に対する防止力の向上や洪水及び内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、水防法に基づき、大河川における洪水予報の提供、中小河川における洪水情報等の提供、洪水浸水想定区域及び内水浸水想定区域の指定、避難体制の整備など必要な措置を講ずる。

① 洪水予報河川の指定

国及び県は、洪水により相当な損害の生ずるおそれのある河川を洪水予報河川として指定し、洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

本市に関連する河川は、以下のとおりである。

- ・利根川、常陸利根川、鱈川、北浦、霞ヶ浦、小貝川

② 水位周知河川の指定

国及び県は、洪水予報河川に指定された以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川として指定し、避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

本市に関連する河川は、以下のとおりである。

- ・国管理河川：横利根川
- ・県管理河川：前川

## (2) 洪水浸水想定区域の指定

- ①国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川のほか、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するように努めるものとする。
- ②市長は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- ③水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

## (3) 内水浸水想定区域の指定

- ①市は、内水氾濫の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により、当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合または当該排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域（水防法第14条の2に基づく内水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- ②市は、雨水出水浸水想定区域図の早期作成に努めるとともに、それが困難な場合には、過去の浸水実績を活用する等、簡易な方法も用いて内水による浸水区域を想定し、これらを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

## (4) 避難体制等の整備

### ①浸水想定区域において定める事項

市は、浸水想定区域については、市地域防災計画において、少なくとも浸水区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

- ア. 洪水予報等の伝達方法
- イ. 避難場所及び避難経路に関する事項
- ウ. 洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- エ. 浸水想定区域内に次の施設がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法
  - (ア) 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの
  - (イ) 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設(要配慮者利用施設)で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの
  - (ウ) 大規模工場等(大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設)とし

て市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者または管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

- ②浸水想定区域を含む市町村の長は、上記(1)の事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(洪水ハザードマップ等)の配付その他必要な措置を講ずる。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。
- ③市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を躊躇なく発令できるよう、「避難情報に関するガイドライン(内閣府防災担当)」及び「避難情報の発令に係る基本的考え方(茨城県)」を参考に、国(国土交通省、気象庁等)、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。
- ④市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国(国土交通省)及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。
- ⑤市は、内水浸水想定区域が指定されている区域の住民に対し、内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項等を記載した印刷物(内水ハザードマップ等)の配布や、住民に適切なタイミングで避難指示等を発令する目安となる取組(カメラや水位センサーの設置、地区内住民からの情報提供体制の構築など)を基に、地区の特性や規模などを総合的に勘案し、避難指示等の発令の基準を定めておくものとする。なお、県は、市町村が内水氾濫に係る避難指示等を発令する際の目安について、専門家の意見を踏まえた取組を提供するなど必要な助言を行うほか、台風等の接近に伴い内水氾濫の発生が懸念される場合は、市町村に対し早期対応を図るための注意喚起を行うものとする。
- ⑥国(気象庁、国土交通省)、県及び市町村は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。また、市町村は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。
- ⑦県は、住民に対して分かりやすくかつ迅速に河川情報(雨量、水位及び河川監視カメラによる映像等)を提供するため、水防テレメータシステムなどの更新充実を図るとともに、インターネットなどを活用した多様な手段による情報提供に努める。

(5)避難情報

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難について、「避難情報等に関するガイドライン(内閣府防災担当)」を参考に、国(国土交通省、気象庁等)、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

(6)情報提供

市は、県等関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、災害時避難行動要支援者に配慮した情報伝達、避難支援体制についても整備する。

3. 伝達情報

国土交通省、県からの洪水予報等(はん濫注意情報、はん濫警戒情報)及び避難情報とする。

4. 伝達方法

電話、防災行政無線、メールマガジン、訪問により伝達する。

表－洪水予報の発表基準となる河川水位及び危険度レベル(霞ヶ浦、常陸利根川、北浦、鰯川)

レベル	水位の状態	説明	避難指示等の目安
レベル 5	計画高水位 (Y.P.+2.85m)	はん濫発生	緊急安全確保
レベル 4 (非常体制)	はん濫危険水位 (Y.P.+2.60m)	溢水・はん濫等により重大な災害がおこるおそれがある水位。	避難指示 はん濫危険水位到達時
レベル 3	避難判断水位 (Y.P.+2.50m)	市長による避難指示等の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考になる水位。	高齢者等避難 はん濫危険水位到達 1 時間前
レベル 2 (警戒体制)	はん濫注意水位 (Y.P.+2.10m)	法崩れ、洗掘、漏水など災害が発生する危険性がある水位。水防団が出勤して河川の警戒にあたる水位。	避難が必要な状況が夜間・早朝の場合は、高齢者等避難の発令判断 避難所開設の準備を指示 はん濫危険水位到達 6 時間前
レベル 1 (注意体制)	水防団待機水位 (Y.P.+1.50m)	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。	避難所開設を検討
－	平水位 (Y.P.+1.10m)	平常水位	

注) 西浦、北浦、常陸利根川、鰯川は 4 月から 10 月中旬は 1.10m を中心に、11 月中旬から 2 月末までの間は 1.30m を上限に水位管理が行われています。

表－洪水予報の発表基準となる河川水位及び危険度レベル(前川)

レベル	水位の状態	説明	避難指示等の目安
レベル 5	計画高水位 (Y.P.+1.90m)	はん濫発生	緊急安全確保
レベル 4 (非常体制)	はん濫危険水位 (Y.P.+1.80m)	溢水・はん濫等により重大な災害がおこるおそれがある水位。	避難指示 はん濫危険水位到達時
レベル 3	避難判断水位 (Y.P.+1.70m)	市長による避難指示等の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考になる水位。	高齢者等避難 はん濫危険水位到達 1 時間前
レベル 2 (警戒体制)	はん濫注意水位 (Y.P.+1.60m)	法崩れ、洗掘、漏水など災害が発生する危険性がある水位。水防団が出勤して河川の警戒にあたる水位。	避難が必要な状況が夜間・早朝の場合は、高齢者等避難の発令判断 避難所開設の準備を指示 はん濫危険水位到達 6 時間前
レベル 1 (注意体制)	水防団待機水位 (Y.P.+1.50m)	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。	避難所開設を検討
－	平水位 (Y.P.+1.10m)	平常水位	

表一 要配慮者利用施設一覧

施設の種別	施設の名称	施設所在地	浸水域 避難確保計画	土砂警戒域 避難確保計画
診療所	養護老人ホーム潮来医務室	潮来市大生 1371		
診療所	仲沢医院	潮来市あやめ 2-27-11	×	
診療所	特別養護老人ホームあやめ荘診療所	潮来市水原 1549-1		×
診療所	医療法人社団福寿会 飯島内科	潮来市日の出 8-13-2	×	
診療所	医療法人恵潮会 石毛医院	潮来市潮来 226		×
診療所	特別養護老人ホーム福楽園診察室	潮来市上戸 1921-1		○
診療所	医療法人かずみ貞廣会 延方クリニック	潮来市宮前 1-11-8	×	
診療所	大久保診療所	潮来市潮来 143-2	×	
診療所	いたこの郷 医務室	潮来市大生 804-556		
診療所	医療法人社団同仁会 常南医院	潮来市辻 386		
診療所	久保医院	潮来市牛堀 821-1		
診療所	ユビキタスクリニックHINODE	潮来市日の出 4-1-14	×	
歯科診療所	あさい歯科医院	潮来市日の出 1-16-8	×	
歯科診療所	関戸歯科医院	潮来市あやめ 1-13-17	×	
歯科診療所	いたこ歯科医院	潮来市あやめ 2-22-23	×	
歯科診療所	匠歯科医院	潮来市宮前 1-10-7	×	
歯科診療所	医療法人社団健友会 鈴木歯科医院	潮来市牛堀 133-4		
歯科診療所	大森歯科医院	潮来市牛堀 424-1		
歯科診療所	須田歯科医院	潮来市牛堀 57-5		
歯科診療所	久保歯科医院	潮来市牛堀 821-1		
歯科診療所	大崎歯科医院	潮来市新宮 1224-2		
歯科診療所	草野歯科医院	潮来市須賀 2978-2		
歯科診療所	うちぼり歯科医院	潮来市潮来 490-2		
歯科診療所	鈴木歯科医院	潮来市潮来 91-8	×	
歯科診療所	大森歯科医院	潮来市潮来 92-5	×	
歯科診療所	飯田歯科医院	潮来市辻 323-2		
歯科診療所	根本歯科医院	潮来市辻 664		
歯科診療所	こひなた歯科医院	潮来市日の出 7-15-24	×	
地域活動支援センター	潮来市中心身障害者福祉センター「ワークス」	潮来市辻 689		
地域活動支援センター	地域活動支援センター「れいめい」	潮来市須賀南 161-2		
グループホーム	鹿島育成園生活支援センター	潮来市大塚野 1-4-8		
障害者通所施設	鹿島育成園 アイリス	潮来市堀之内 1664		
ショートステイ	鹿島育成寮	潮来市大賀 438-4		
障害者入所施設	鹿島育成園 育成寮	潮来市大賀 438-4		
障害者通所施設	特定非営利活動法人ふれあい潮来 デイホームきらきら	潮来市日の出 3-6-3	○	
障害者通所施設	グッドライフ潮来	潮来市辻 829-1		
ショートステイ	グループホームみはる園	潮来市辻 1543-3		
障害者通所施設	ケアステーション ポプラ	潮来市牛堀 310-1		
障害者通所施設	ライフサポートセンターいたこ	潮来市日の出 5-24	○	
グループホーム	グループホームみはる園	潮来市辻 1543-3		
グループホーム	ライフサポートセンターいたこ	潮来市日の出 5-24	○	
障害者通所施設	福楽園居宅介護支援事業所	潮来市上戸 1921-1		○
障害児入所	鹿島育成園児童寮	潮来市大賀 438-4		
障害児通所施設	放課後等デイサービス デイホームきらきら	潮来市辻 829-1 北側		
障害児通所施設	こどもサークル潮来	潮来市日の出 2-11-14	×	
養護老人ホーム	養護老人ホーム潮来	潮来市大生 1371		
特別養護老人ホーム	あやめ荘	潮来市水原 1549-1		×
特別養護老人ホーム	福楽園	潮来市上戸 1921-1		○
特別養護老人ホーム	いたこの郷	潮来市大生 804-556		
サービス付き高齢者向け住宅 (兼有料老人ホーム)	家族の家ひまわり潮来	潮来市日の出 7-9-7 他	×	
放課後児童クラブ	潮来学童クラブ	潮来市潮来 471		
放課後児童クラブ	津知学童クラブ	潮来市辻 829-1		
放課後児童クラブ	延方学童クラブ	潮来市小泉 2090		
放課後児童クラブ	日の出学童クラブ	潮来市日の出 3-12-1	×	
放課後児童クラブ	牛堀学童クラブ	潮来市堀之内 1219-1		
放課後児童クラブ	慈母クラブ	潮来市日の出 4-7	○	
放課後児童クラブ	日の出学童クラブ(私立)	潮来市日の出 7-15-18	○	
放課後児童クラブ	こひつじ学童クラブ	潮来市須賀南 135		
放課後児童クラブ	しらほ学童クラブ	潮来市大生 1106-4	×	
保育所(認定こども園)	潮来保育所(R2.4.1～あやめこども園)	潮来市潮来 471		
幼保連携型認定こども園	認定こども園 日の出こども園	潮来市日の出 7-15-18	○	
幼保連携型認定こども園	認定こども園こひつじ園	潮来市須賀南 135		

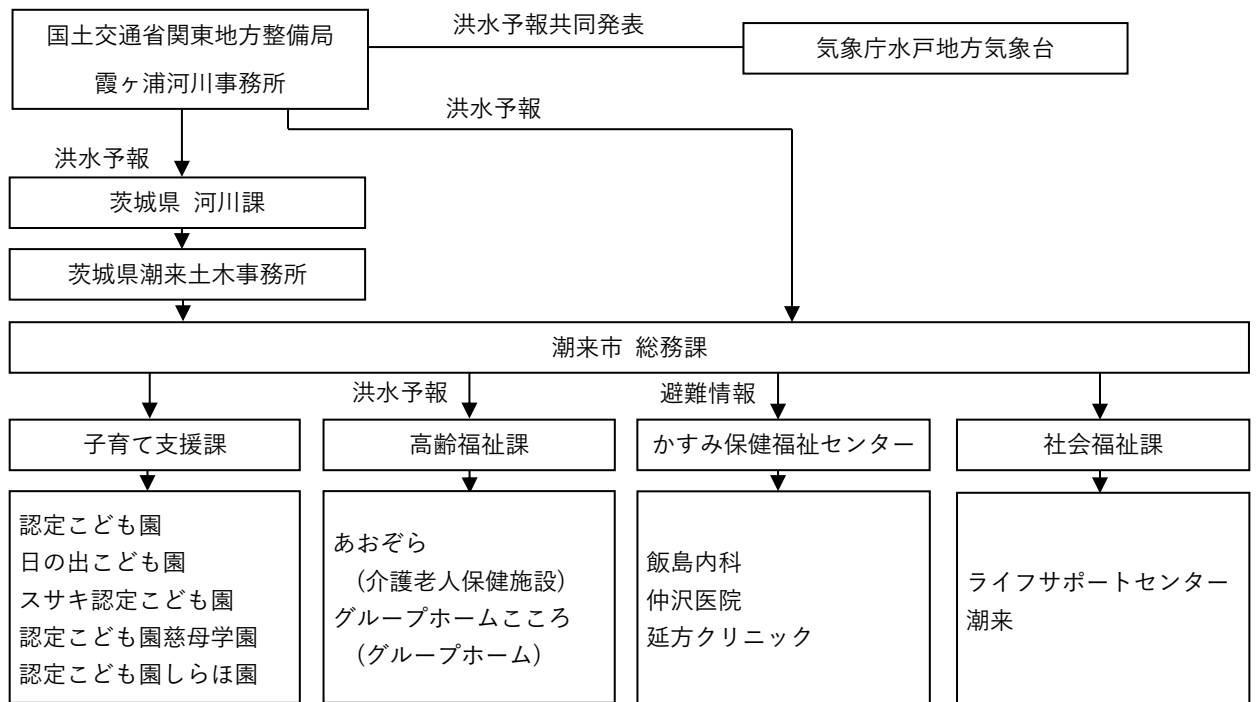
災害予防計画編

幼保連携型認定こども園	認定こども園 しらは園	潮来市大生 1106-4	○	
幼保連携型認定こども園	スサキ認定こども園	潮来市洲崎 3861-3	×	
幼保連携型認定こども園	認定こども園 うしぼり園	潮来市上戸 1899		
幼保連携型認定こども園	かずみ認定こども園	潮来市牛堀 709		
幼保連携型認定こども園	認定こども園潮来こども園	潮来市潮来 266-1		
幼保連携型認定こども園	認定こども園慈母学園	潮来市日の出 4-7	○	
公立学校(幼)	潮来市立延方幼稚園 (R2.4.1～廃園)	潮来市小泉 2090		
公立学校(幼)	潮来市立うしぼり幼稚園 (R2.4.1～廃園)	潮来市堀之内 984-1		
公立学校(小)	潮来市立潮来小学校	潮来市潮来 471		
公立学校(小)	潮来市立津知小学校	潮来市辻 829		
公立学校(小)	潮来市立延方小学校	潮来市小泉 2090		
公立学校(小)	潮来市立日の出小学校	潮来市日の出 3-12-1	○	
公立学校(小)	潮来市立牛堀小学校	潮来市堀之内 1219-1		
公立学校(中)	潮来市立潮来第一中学校	潮来市潮来 1270		
公立学校(中)	潮来市立潮来第二中学校	潮来市新宮 1868-1		
公立学校(中)	潮来市立日の出中学校	潮来市日の出 3-9-18	○	
公立学校(中)	潮来市立牛堀中学校	潮来市堀之内 1009		
公立学校(高)	茨城県立潮来高等学校	潮来市須賀 3025		
母子健康包括支援センター	潮来市子育て世代包括支援センター	潮来市鳥須 777		
ショートステイ	ライフサポートセンターいたこ	潮来市日の出 5-24	○	
介護老人保健施設	介護老人保健施設 あおぞら	潮来市延方 5405-1	○	
認知症対応型共同生活介護	福楽園 コスモス	潮来市上戸 1921-1		○
認知症対応型共同生活介護	グループホームこころ	潮来市日の出 1-21-1	○	
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム福楽園	潮来市上戸 1921-1		○
短期入所生活介護	特別養護老人ホームあやめ荘	潮来市水原 1549-1		×
短期入所生活介護	指定短期入所生活介護事業所 いたこの郷	潮来市大生 804-556		
通所介護	福楽園デイサービスセンター通所介護事業所	潮来市上戸 1921-1		○
通所介護	潮来市老人デイサービスセンター 白鳥	潮来市水原 3474		
通所介護	デイサービスセンター いたこの郷	潮来市大生 804-556		
通所介護	デイサービスセンター えんむすび	潮来市牛堀 707-3		
通所介護	リハビリアйд 日の出	潮来市日の出 2-24-25	×	
通所介護	ヤックスデイサービス潮来	潮来市潮来 1140-8		
地域密着型通所介護	デイサービスこころ	潮来市日の出 1-21-1	○	
地域密着型通所介護	リハビリデイサービス孫の茶	潮来市永山 777 ショッピングセンターLaLaLu		
障害児通所施設	エバークリーン潮来	潮来市日の出 6-11-13	×	
障害児通所施設	はびたむ kids	潮来市あやめ 1-3-1	×	
障害児通所施設	デイジークラブ	潮来市日の出 6-2-1	×	
障害者通所施設	かやの木	潮来市あやめ 1-9-4	×	
グループホーム	OHANA ハウス潮来	潮来市洲崎 3862	×	
住宅型有料ロウジンホーム	エスベランサ潮来	潮来市日の出 4-2-8	○	○
認知症対応型共同生活介護	潮来グループホーム	潮来市須賀 3067		
通所介護	ふくふく潮来	潮来市日の出 4-2-6	○	○

資料) 潮来市(令和6年12月)

5. 伝達系統

浸水想定区域内にある災害時要配慮者利用施設への情報伝達



## 第5章 土砂災害予防計画

<b>目 的</b>	本市における大雨・洪水による水害を警戒，かつ防御して，これによる被害を軽減することで住民その他公共諸施設の安全を確保する。
<b>担当部署</b>	総務課 都市建設課

### 第1節 土砂災害防止法に基づく対策

	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
--	----	-----	----	----	----	----

急傾斜地の崩壊，土石流並びに地すべりの発生する危険のある区域における災害予防のため，「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下，「土砂災害防止法」という。）に基づき，警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講ずる。

#### 1. 基礎調査の実施

県は，国土交通大臣が策定する「土砂災害対策基本指針（平成13年7月9日国土交通省告示第1119号）」に基づき，急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形，地質，降水の状況等に関する調査を行う。

#### 2. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・見直し

県は，急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められ，土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として政令で定める基準に該当するものを所定の手続に従って「土砂災害警戒区域」（以下「警戒区域」という。）として指定する。

また，県は，警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物等に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められ，一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制を加える区域として政令で定める基準に該当するものを所定の手続きに従って「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

なお，県は，指定を行うに当たって，あらかじめ関係市町村長の意見を聴くとともに政令で定める事項を公示する。また，県は，対策工事が完了した箇所の区域縮小等，地形や土地利用の変化に合わせた区域の見直し作業を計画的に行っていくものとする。

#### 3. 警戒避難体制の整備

(1) 市は，警戒区域の指定があったときは，市地域防災計画において，当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定める。

- ア 情報伝達，予警報の発令・伝達に関する事項
- イ 避難場所及び避難経路に関する事項
- ウ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- エ 避難，救助その他必要な警戒避難体制に関する事項

また、市は、市地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市は、市地域防災計画において、当該施設の所有者または管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

- (2) 警戒区域を含む市長は、上記(1)の事項について住民に周知させるため、これらの事項のうち避難場所や避難路等必要な事項を記載した印刷物(土砂災害ハザードマップ等)の配付その他必要な措置を講ずる。
- (3) 市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、「避難情報に関するガイドライン(内閣府防災担当)」を参考に、国(国土交通省、気象庁等)及び県の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。
- (4) 気象庁、県及び市は、関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

4. 警戒避難体制に関する事項

市は、警戒避難体制に関する事項を次のとおり定める。

(1) 避難情報等発令基準

避難情報の発令にあたっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うこと等を配慮し、台風等による豪雨や暴風が予想される場合には早期に発令するなど、総合的に判断する。

表一 警戒避難体制の発令基準

### 避難警戒レベルに注意

風水害の発生が予想される場合、状況に応じて下記の警戒レベルが発令されます。地域の方々にも声をかけながら、それぞれの警戒レベルに合わせてしっかりと行動しましょう。

災害の危険度	警戒レベル	住民がとるべき避難行動	避難情報と気象情報	情報発信	
	5	<b>すでに災害が発生しています!</b> 命を守るための最善の行動をとってください。	緊急安全確保※1 大雨特別警報 氾濫発生情報	気象情報 避難情報	
	～<警戒レベル4までに必ず避難!>～				
	4	危険な場所から <b>全員避難してください。</b> 避難所へ避難しましょう。	避難指示 土砂災害警戒情報 氾濫危険情報	気象情報 避難情報	気象庁が発表 潮来市が発令 避難情報
	3	危険な場所から <b>高齢者等は避難しましょう。</b> 他の住民のみなさんは、 避難の準備をしましょう。	高齢者等避難※2 大雨・洪水警報 氾濫警戒情報	気象情報 避難情報	
	2	避難に備え、ハザードマップなどにより <b>自らの避難行動を確認する。</b>	大雨・洪水・氾濫 注意報	気象情報 避難情報	
1	防災気象情報などの最新情報に注意するなど、 <b>災害への心がまえを高める。</b>	早期注意情報(警報級の可能性)	気象情報 避難情報		

※身の危険を感じたときには警戒レベルに関わらず避難してください。また、必ずしも段階的にレベル1から順に発令されるとは限りません。  
 ※1: 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令される情報ではありません。  
 ※2: 高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

**警戒レベル5に相当する  
大雨特別警報**が発表されたら

数十年に一度、これまでに経験したことのないような、  
 重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。  
 ただちに**「命を守る行動」**をとってください!

(2) 警戒避難体制

市職員及び消防団員は危険区域の警戒巡視を行い、区長等との連絡を密にするとともに、住民等に対し避難準備を行うよう広報するほか、災害対策基本法第56条に規定する警告、第59条に規定する事前措置及び第60条に規定する避難の勧告指示等の措置を講ずる。

また、市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難について、「避難情報等に関するガイドライン(内閣府防災担当)」を参考に、国(国土交通省、気象庁等)、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。

さらに、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

### (3)警戒措置

梅雨・台風時期等には、土砂災害警戒区域指定箇所について、雨水の排除に努めるとともに、常時巡回を実施し地勢の変化や湧水に注意する。異常が発見された場合は警戒体制を整え、必要に応じて市長は避難について指示するものとする。

### (4)土砂災害警戒区域における避難体制の整備

#### ①土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という)に基づき、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等を指定する。

#### ②土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

市は、警戒区域の指定があったときは、当該区域ごとに次の事項についてさだめる。

- ア. 情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項
- イ. 避難場所及び避難経路に関する事項
- ウ. 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- エ. 避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項

また、市は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市は、地域防災計画において、当該施設の所有者または管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

さらに市は、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の作成・配布等必要な措置に努める。

### (5)防災情報の伝達体制の整備

避難指示等の防災情報については、防災行政無線、広報車、サイレン、テレビ・ラジオ等の放送機関への協力依頼、戸別訪問等、あらゆる伝達手段による、住民への提供体制の整備を図る。

また、市は、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

第2節 がけくずれ・地すべり等対策						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

1. がけくずれ対策

本市には、がけくずれ災害が予想される危険な区域が確認されている。これらの被害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるためおおむね次のような対策を実施する。

(1) 危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

市は、県が実施するがけくずれ災害の発生が予想される箇所に関する、地形、地質、地下水、立ち木、排水施設、擁壁の状態及びがけくずれ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等、実態の把握による情報をもとに、定期的に防災パトロール等を実施するほか、大雨など土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロール等を実施し、災害発生時の被害縮小に努めるものとする。

また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、ハザードマップの作成等により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知を図るとともに、砂防法等の適切な運用を図る。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、市町村と協議の上、がけくずれ災害の発生が予想される箇所について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の第3条の規定により危険区域の指定を行い、対策工事を実施するとともにがけに対する有害な行為を規制し民生の安定と国土の保全をはかる。

(3) 所有者等に対する防災措置の指導

市は、防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者または占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限ができるよう、調整するものとする。

2. 地すべり・土石流危険溪流対策等

地すべり対策や土石流危険溪流対策等については、茨城県の調査結果を踏まえつつ、茨城県と連携して必要な対策を講じるものとする。

表－土砂災害警戒区域指定箇所一覧表

番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	警戒区域	特別警戒区域	避難所	避難経路
1	埜	永山埜	急傾斜地の崩壊	○		牛堀公民館	R355～R51 号線
2	梶内 1	永山梶内	急傾斜地の崩壊	○		牛堀公民館	〃
3	表山	永山表山	急傾斜地の崩壊	○	○	牛堀公民館	〃
4	新田	上戸新田	急傾斜地の崩壊	○	○	かすみ保健センター	市(牛)4128 号線沿い
5	馬峰	島須馬峰	急傾斜地の崩壊	○	○	かすみ保健センター	県道大賀・牛堀線沿い
6	古宿	島須古宿	急傾斜地の崩壊	○	○	かすみ保健センター	市(牛)1-4 号線より
7	鳥打山	牛堀鳥打山	急傾斜地の崩壊	○	○	潮来市立図書館	R51 号線より
8	明神山	清水明神山	急傾斜地の崩壊	○	○	牛堀小学校	市(牛)1-2 号線より
9	梶内 2	永山梶内	急傾斜地の崩壊	○	○	牛堀公民館	牛堀公民館 R51 号線より
10	権現台	牛堀権現台	急傾斜地の崩壊	○	○	潮来市立図書館	市(牛)1-5 号, 1015 号線
11	新立	上戸新立	急傾斜地の崩壊	○	○	潮来市立図書館	市(牛)4128 号線より
12	古宿	島須古宿	急傾斜地の崩壊	○	○	潮来市立図書館	市(牛)1-4 号線より
13	前谷	大生前谷	急傾斜地の崩壊	○	○	大生原公民館	市(潮)231 号線より
14	根山	釜谷根山	急傾斜地の崩壊	○	○	大生原公民館	県道大賀・延方線より
15	田の森	水原田の森	急傾斜地の崩壊	○	○	大生原公民館	〃
16	根本 1	水原根本	急傾斜地の崩壊	○	○		〃
17	西一丁目	潮来西一丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	潮来公民館	県道竜ヶ崎・潮来線より
18	善棚山	潮来善棚山	急傾斜地の崩壊	○	○	潮来公民館	〃
19	稲荷山	大生稲荷山	急傾斜地の崩壊	○	○	大生原公民館	県道大賀・延方線より
20	根山 2	釜谷根山	急傾斜地の崩壊	○	○	大生原公民館	〃
21	谷田	釜谷谷田	急傾斜地の崩壊	○	○	大生原公民館	市(潮)256 号線より
22	根崎	水原根崎	急傾斜地の崩壊	○	○		県道大賀・延方線より
23	石田前	水原石田前	急傾斜地の崩壊	○	○		市(潮)354 号線より
24	大山	潮来市大山	急傾斜地の崩壊	○	○	潮来第二中学校	市(潮)2-21 号線より
25	新宮	潮来市新宮	急傾斜地の崩壊	○	○	潮来第二中学校	県道大賀・延方線より
26	小泉	潮来市小泉	急傾斜地の崩壊	○	○	延方公民館	市(潮)457 号線より
27	坂下	大塚野坂下	急傾斜地の崩壊	○	○	潮来小学校	市(潮)1-8 号線・R51 号
28	立越	潮来立越	急傾斜地の崩壊	○	○	潮来第一中学校	R51 号線横断
29	根本 2	潮来根本	急傾斜地の崩壊	○	○	津知公民館	県道矢幡・潮来線より
30	根ノ塔	辻根ノ塔	急傾斜地の崩壊	○	○	津知公民館	〃
31	後明前	辻後明前	急傾斜地の崩壊	○	○	津知公民館	〃
計				31	29		

令和 6 年 4 月 1 日現在



<b>第3節 警戒避難体制の確立</b>						
震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野	

がけ崩れの発生の恐れがある場合、あるいは危険が切迫した場合に、迅速かつ適切な勧告または指示及び伝達ができるよう、その必要な事項を定めるため昭和44年8月20日付消防防第328号「急傾斜地崩壊危険区域における災害防止に関し市町村地域防災計画に定める事項について」の通知に準拠して危険地域の指定のないものについても警戒避難体制、パトロール、地域住民への連絡等の整備に努める。

<b>第4節 土砂災害警戒情報の活用</b>						
震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野	

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、国（国土交通省）及び県の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害警戒判定メッシュ情報（以下、「土砂災害に関するメッシュ情報」という）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

なお、県は、盛土による災害防止に向けた総点検等により危険が確認された盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

**【土砂災害警戒情報の発表】**

県と水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。

なお、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引下げを実施するものとする。

1 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、土砂災害警戒区域を有する次の40市町村を発表対象とする。  
水戸市・日上市・土浦市・古河市・石岡市・結城市・龍ヶ崎市・下妻市・常総市・常陸太田市・高萩市・北茨城市・笠間市・取手市・牛久市・つくば市・ひたちなか市・鹿嶋市・潮来市・守谷市・常陸大宮市・那珂市・筑西市・坂東市・稲敷市・かすみがうら市・桜川市・神栖市・行方市・鉾田市・茨城町・小美玉市・大洗町・城里町・東海村・大子町・美浦村・阿見町・つくばみらい市・利根町

2 発表及び解除

**【発表】**

大雨警報発表中に、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測雨量等を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）に達したとき。

**【解除】**

実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるとき。

3 伝達体制

土砂災害警戒情報の発表・解除があったときは、県はFAXにより市町村へ伝達するとともに、防災情報ネットワークシステムにより注意報・警報と同じ関係機関及び市町村等へ伝達する。

## 第6章 被害軽減への備え

<b>目的</b>	災害発生に伴う、人的、物的被害の未然防止や軽減を図るため、市及び地域における防災体制の確立、消防力や医療体制の充実を図る。
<b>担当部署</b>	全ての課

### 第1節 コミュニティ防災拠点等の整備計画の推進

	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
--	----	-----	----	----	----	----

自主防災組織の育成及び住民の生命・財産保護等、地域ぐるみの防災体制を育成助長する基盤となる施設として、コミュニティ防災拠点が整備済であるが効果的な運営に努める。

#### 1. 防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

市役所庁舎等の公共施設など市有の学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

#### 2. 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

不特定多数の者が利用する一定の建築物(特定建築物)の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとし、市及び県は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

### 第2節 火災予防計画

	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
--	----	-----	----	----	----	----

火災の発生に対処するため、消防体制の整備と消防施設の整備拡充、消防団員の教養訓練、消防思想の普及を図る。

#### 1. 消防組織

近年急速な産業の発展に伴い、火災、その他の災害が増大の傾向にある。これらの災害を未然に防止し、あるいは発生した災害を軽微な状況で抑止するため、消防団員の確保に努めるとともに、教養訓練を実施して消防組織の充実を期するものである。

#### 2. 消防署員、団員の教養訓練

- ア. 消防署員については、消防大学校及び県消防学校へ入校させ教養訓練を受けさせる。
- イ. 消防団員については、消防本部及び消防団における規律訓練、放水訓練、ポンプ操法訓練等を実施する。

3. 消防思想の普及

春秋2回の火災予防運動、歳末警戒を中心として、次の事業を実施して消防思想の普及を図る。

表－消防思想の普及に向けた事業

<input type="checkbox"/> 広報紙の活用	<input type="checkbox"/> 消防車両、広報車による広報
<input type="checkbox"/> 市防災行政無線による広報	<input type="checkbox"/> ポスターの掲示及びチラシ等の配布
<input type="checkbox"/> 消火器取扱い訓練の実施	

4. 招集及び出動

災害の発生及び気象状況により、市長または消防長(消防署長)が必要と認めたときは、別途計画により消防署員を招集するとともに、消防団長を経て消防団員を招集し、被害の軽減に努める。

消防団の出動区分は次のとおりである。

表－消防団出動規定表

		第1次出動	第2次出動	第3次出動	特命出動	備考
地区		分団単位 警戒区域の分	分団単位または全分団	分団単位または全分団	特命する分団	
出動区分	火災	火災の発生する恐れがある場合	山林、原野、車両等の火災で建物以外の場合	建物火災で火点を確認、しかも初期火勢大であり延焼危険が強い場合	特別命令する場合	出動者以外の団員は出動出来得る状態で待機していること
	風水害	おおむね12時間後に災害が発生する恐れがある場合若しくは局地災害が発生した場合	事態が切迫し、市内に災害が発生すると予想される場合、若しくは発生した場合	崖災害が発生した場合、災害が拡大し、非常第2次出動では対処できない場合		
	震災	本市で震度5弱を記録したとき、かつ地震により局地災害が発生したとき	本市で震度6弱を記録したとき、かつ地震により大規模な災害が発生した場合	本市で震度6強以上を記録したとき、かつ市全域にわたり大規模な災害が発生した場合		
① 上記の規定は出動命令以前における規定である。						
② 市長または団長命令により出動命令が発せられた場合はその命令指揮下に従うものとする。						
③ 火災発生の通報は市防災行政無線により行い関係分団は直ちに出動する。						

令和5年4月1日現在

表－消防職員配置状況表

所屬別	階級別	合計	消 防 職 員							事務職員	
			消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長		消防士
消防本部	消防長	1	1								
	総務課	9			2	1	1	3	2		
	警防課	23		1	1	6	7	2	5	1	
	予防課	6			1	1	4				
	指令センター派遣	3				2	1				
	消防学校派遣	1					1				
	計	43	1	1	4	10	14	5	7	1	
潮来消防署	署長	1			1						
	副参事兼消防第一課長	1			1						
	消防第二課長	1				1					
	総務係	9				1	1	4		3	
	警防係	8					4	2	1	1	
	予防係	6				1	2	2	1		
	査察指導係	8				1	1	3	3		
	調査係	6					2	2	2		
計	40			2	4	10	13	7	4		

令和7年1月24日現在

表－消防団員配置状況表

団長	副団長	本部員	分団名 分団長	部名	地 区	団員(人)			消防車の種類				
						部長	班長	団員計	水槽付 ポンプ車	ポンプ 車	積載車		
1人	1人	1人	第1分団 1人	第1部	西丁・大塚野・浜丁	1	2	10		1			
				第2部	上丁	1	2	11		1			
				第3部	下丁	1	2	10	1				
				第4部	三丁目	1	2	13		1			
			第2分団 1人	第1部	あやめ丁・三丁目	1	1	11			1		
				第2部	四・五丁目	1	2	20			1		
				第3部	東部	1	3	16		1			
			第3分団 1人	第1部	大洲	1	2	14			1		
				第2部	十番・十四番	1	1	8			1		
				第3部	日の出	1	3	17		1			
			1人	2人	第4分団 1人	第1部	新町・将監	1	2	17	1		
						第2部	後明	1	2	13			1
	1人	1人	第5分団 1人	第1部	江寺・貝塚・築地	1	2	15			1		
				第2部	川尾	1	2	13		1			
	1人	1人	1人	第6分団 1人	第1部	須賀	1	2	11			1	
					第2部	曲松	1	2	11			1	
					第3部	小泉	1	2	14			1	
				第7分団 1人	第1部	古高	1	2	9			1	
					第2部	新宮	1	2	14	1			
					第3部	下田	1	2	14	1			
					第4部	大山	1	2	6			1	
				第8分団 1人	第1部	洲崎	1	2	13		1		
					第2部	東区	1	1	9			1	
					第3部	西区	1	2	9			1	
				第9分団 1人	第1部	徳島	1	2	15			1	
					第2部	福島・米島・前川	1	2	13			1	
	1人	1人	第10分団 1人	第1部	水原1区・2区・3区	1	2	26		1			
				第11分団 1人	第1部	釜谷・大生・大賀	1	2	34		1		
	1人	2人	第12分団 1人	第1部	牛堀	1	2	23		1			
				第2部	永山	1	2	23		1			
				第3部	堀之内・茂木・清水	1	2	21			1		
			第13分団 1人	第1部	芝宿・台上戸	1	2	24		1			
				第2部	横須賀	1	2	26	1				
				第3部	宿・古宿・赤須	1	2	16			1		
1人	4人	8人	13人	34部		34	67	519	5台	12台	17台		
合計			554人	女性部			9			その他	2台		
条例定数			630人	部班長除く 464						合計	42台		

令和6年8月22日現在

<b>第3節 消防設備等の整備</b>						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

消防力の充実・強化のため、消防機械及び消防水利について定期点検を行うとともに、段階的な増設について検討を行い、消防設備等の整備を図る。

1. 消防設備等の整備推進

耐震性貯水槽(40 m<sup>3</sup>)、飲料水兼用耐震性貯水槽(60 m<sup>3</sup>)、備蓄倉庫、救護所用資材等の整備を推進する。

2. 河川、ため池等の消火用水利用

河川、ため池等は、消火用水としての利用の可能性を検討し、緊急時の対策を図る。

表－消防水利の現況

令和5年4月1日現在

区 分		箇所数	区 分		箇所数	
公 設	消火栓	474	そ の 他	河川・溝	4	
	防 火 水 槽	20 m <sup>3</sup> 以上 40 m <sup>3</sup> 未満		9	海・湖	0
		40 m <sup>3</sup> 以上 60 m <sup>3</sup> 未満		90	プール	5
		60 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満		6	濠・池等	8
		100 m <sup>3</sup> 以上		0	下水道	0
		井戸		0	その他	61
私設消火栓・防火水槽		0	合計	657		

表－本部及び消防署の消防機械一覧表

令和6年4月1日現在

項 目	消防本部合計	潮来消防署
消防本部	1	
消防署	3	
出張所	4	
職員数	216	40
水槽付ポンプ消防ポンプ自動車	6	1
化学消防ポンプ自動車	1	
消防ポンプ自動車	6	2
救助工作車	1	
水槽車	1	
救急車	10	2
指揮車	4	1
広報車	9	2
連絡車	5	1

資機材搬送車	1	
救助艇	1	1
救命ボート	1	
水上オートバイ ボートトレーラー	1	

<b>第4節 避難施設の充実</b>						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

1. 指定緊急避難場所の指定

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとし、あわせて住民等に対し周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所については、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設、または周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

また、市は、災害の想定等により、必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるとともに、防災マップ等に記載し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動または「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

2. 指定避難所の指定

市は、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するものとする。

指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとし、設置場所としては、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、保健センター等の公共建築物とする。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

なお、必要に応じ、協定に基づき、ゴルフ場の活用や民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるようなあらかじめ体制を整備するものとする。

### 3. 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施した結果に基づき、必要に応じて補強や改築に努めるものとする。

また、大規模な地震が発生した場合には、市の避難所が被災し、不足することも想定されることから、事前に避難所として活用できる施設を選定しておくものとする。

### 4. 避難所の備蓄物資及び設備の整備

市は、避難所またはその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備などの整備に努めるものとする。

また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

備蓄すべき主なものは、次のとおりである。

- 食料、飲料水(断水を想定した井戸水の活用を含む)
- 生活必需品
- ラジオ、テレビ
- 通信機材(衛星携帯電話、災害時用公衆電話(特設公衆電話)、市防災行政無線を含む)
- 放送設備
- 照明設備(非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む)
- 炊き出しに必要な機材及び燃料
- 給水用機材
- 救護所及び医療資機材(常備薬含む。)
- 物資の集積所(備蓄倉庫等)
- 仮設の小屋またはテント、仮設のトイレ、マンホールトイレ
- マット、簡易ベッド、段ボールベッド
- 工具類
- おむつ・ミルク・ほ乳びん
- 生理用品

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていくものとする。

## 5. 避難所の運営体制の整備

市は、住民等に対し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

## 第5節 資材、機材等点検整備計画

震災

風水害

航空

鉄道

道路

林野

この計画は、災害対策基本法及び災害救助法、その他により実施する災害応急対策を円滑にするため必要資材、機材を点検し整備を図るための計画とする。

### 1. 実施機関

資材、機材等点検整備計画は、災害応急対策を実施する関係機関、団体等においてそれぞれ実施する。

### 2. 災害応急対策に必要な資材、機材の現況

本市において災害応急対策に必要な資材、機材は、定期的に点検を実施するとともに必要資材、機材の整備を図っていくものとする。または本市建設業連絡協議会との連携を図り、協力体制の整備に努める。

### 3. 救出機材の整備

家屋、建造物などの重量物の下敷きになった人びとの救出を敏速に行うため、ジャッキ・動力付ノコ・手ノコ等の整備調達をする。

### 4. 潮来市協力建設業者

潮来市防災対策協力計画書に基づく協力建設業者は以下の通りである。

表－潮来市協力建設業者名簿

商号または名称	電話番号	FAX 番号	業種
潮来市建設業組合	63-1358	63-2400	
(有)赤尾建設	62-4167	62-4168	土・と・石・ほ・水・解
(株)アキラ建装	66-0050	66-7253	内
(有)アサノ建設	66-3380	66-3386	土・と・石・鋼・ほ・しゅ・水
飯島建設(株)	62-2007	62-2018	土・と・ほ・塗・水・解

災害予防計画編

内堀建設(株)	62-3235	62-3233	建・大・屋・タ・れ・ブ・内
(株)江口工務店	66-3174	66-6213	建・大・土
大塚建設(株)	64-2414	64-6664	土・建・大・と・石・屋・タ・鋼・ほ・塗・内・水
グンジ建設(株)	67-1012	67-1013	土・と・石・鋼・ほ・しゅ・水・解・建
(有)櫻井建設	63-0014	62-3403	土・と・石・鋼・ほ・しゅ・水
(有)櫻屋建設工業	62-3845	62-4353	土・と・石・ほ・水
佐々木建設(株)	66-0031	66-4167	土・建・電・大・と
澤田建設(株)	62-2439	62-2438	土・建・ほ・水・解
(有)椎木商事	64-5793	64-2540	土・と・ほ・水・解
(有)七福建設	66-3504	94-3047	土・と・ほ・園・水
(株)篠塚工業所	66-3156	66-3155	土・管・水・ほ
(有)篠塚工建	66-4450	66-4188	土・と・管・鋼・ほ・水
水郷建設(株)	64-2743	64-2742	土・建・大・と・屋・鋼・ほ・しゅ・内・水・解
(株)鈴木工務店	64-2559	64-2774	土・と・ほ・しゅ・水・塗・管・機・園
(株)高須工務店	66-3329	66-3330	建・大・鋼・塗・防
(株)田崎技術	62-3400	62-3401	土・ほ・と・石・鋼・しゅ・水・電・塗・解
東城建設(株)	64-6269	64-6757	土・と・石・ほ・水・解
(株)生井澤工務店	64-5674	64-5720	土・建・と・ほ・水・解
成毛建設(有)	66-2063	66-2119	土・と・石・鋼・ほ・しゅ・水
(株)二輝建設	66-0300	66-0528	土・建・と・石・ほ・しゅ・塗・防・水
(株)萩原	66-2111	66-0855	土・建・屋・塗・防・解
(株)菱木土建	67-5441	67-5941	土・建・と・石・管・ほ・しゅ・園・水・解
松崎建設(株)	64-2918	64-2937	土・建・と・鋼・ほ・しゅ・塗・防・内・水・解
(株)松崎土木	63-0377	63-0379	土・と・ほ・水・しゅ・解
(株)松田建設	66-6916	66-6908	土・建・と・石・鋼・ほ・しゅ・水
(株)三島工業	80-9161	80-9162	左・と・タ・れ・ブ
(有)三ツ矢工業	67-5184	67-5992	土・と・石・ほ・水
室田建設(株)茨城支店	80-1883	80-1884	土・ほ・水・と・石・しゅ・解
(株)茂木工務店	62-2545	62-2548	土・と・網・ほ・しゅ・水・解・建・管・井
(株)森内建設	64-5068	64-6525	土・建・と・鋼・ほ・水・解
山キ石材(株)	66-4564	66-4574	土・と・石・ほ・水
山庄(有)	67-1061	66-5213	土・鋼・水・と・ほ・解・石・しゅ
(有)山本工務店	64-6815	64-5851	土・建・大・と・ほ・内・水

注：許可業種の略称

土＝土木工事業 建＝建築工事業 大＝大工工事業 左＝左官工事業 と＝とび・土工事業 石＝石工事業 屋＝屋根工事業  
 電＝電気工事業 管＝管工事業 タ＝タイル・レンガ・ブロック工事業 鋼＝鋼構造物工事業 筋＝鉄筋工事業 ほ＝舗装工事業  
 しゅ＝しゅんせつ工事業 板＝板金工事業 ガ＝ガラス工事業 塗＝塗装工事業 防＝防水工事業 内＝内装仕上工事業 機＝  
 機械器具設置工事業 絶＝熱絶縁工事業 通＝電気通信工事業 園＝造園工事業 井＝さく井工事業 具＝建具工事業 水＝水  
 道施設工事業 消＝消防施設工事業 清＝清掃施設工事業

<b>第6節 防災用備蓄拠点の整備</b>						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

備蓄場所は、旧八代小学校と台上戸倉庫、市役所等に整備してある。また、土のうステーションを  
 整備している。

〔参照：災害予防計画編第1章防災組織等の活動体制の整備〕

<b>第7節 食糧，生活必需品の供給体制の整備</b>
-----------------------------

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

## 1. 食料，生活必需品等の供給体制の整備

## (1) 潮来市

市は、茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量を目標として食料等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設またはその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施することとする。

備蓄の確保に当たっては、地域における生産者，生活協同組合，農業協同組合，スーパーその他販売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが，大規模な地震が発生した場合には，企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し，十分な量の公的備蓄の確保に努めるものとする。

また，市において，十分な量を確保できない場合は，県や他市町村に要請を行い，必要量を確保することから，関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

なお，備蓄・調達品目の設定においては，高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や，アレルギー対策，感染症対策等を考慮するものとする。

## (2) 住民及び地域，事業所等の備蓄

住民及び地域では，災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶，行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し，前記①公的備蓄及び②流通在庫備蓄に掲げる品目等，必要な物資を最低3日間，推奨1週間分備蓄するとともに，災害時に非常持出ができるよう努めるものとする。

## (3) 事業所等

災害発生後，安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう，食料等必要な物資をおおむね3日分備蓄するよう努めるものとする。

<b>第8節 応急給水・応急復旧体制の整備</b>
---------------------------

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

## 1. 行動指針の作成

水道事業者等が応急給水・応急復旧の行動指針として定めておくべき事項は次のとおりとする。なお，行動指針は職員に周知徹底しておくとともに，水道施設の耐震化の進展等，状況の変化に応じ見直すものとする。

□緊急時の指揮命令系統，給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所(同一図面の複
--

- 数の場所への保管場所を含む。), 指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。
- 県及び他の都道府県域から支援者, 厚生労働省, 自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。
  - 外部の支援者に期待する役割とその受け入れ体制を定めること。
    - ・ 集結場所, 駐車場所, 居留場所
    - ・ 職員と支援者の役割分担と連絡手段
  - 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。
    - ・ 緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底
    - ・ 地震規模に応じた断水時期の目処
    - ・ 住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法
  - 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。
    - ・ 指揮命令系統の整った支援班の編成
    - ・ 自らの食事, 宿泊用具, 工事用資材の携行

## 2. 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

水道事業者等は, 地震により水道施設が損壊し, 供給が不能となった場合, 施設の早期復旧を図るとともに, 速やかに応急給水活動が行えるよう, 応急給水資機材の備蓄・更新及び調達体制の整備を行うものとする。なお, 潮来市では, 飲料水兼用耐震貯水槽を整備している。

- <品目>
- 給水タンク車
  - 給水タンク
  - 浄水器
  - ポリ容器
  - ポリ袋等

## 3. 検査体制の整備

市は, 井戸水等を飲用しなければならない場合に, 飲用の適否を調べるため, 水質検査が行える体制を整備しておくものとする。

# 第9節 医療救護活動への備え

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

災害発生時においては, 広域あるいは局地的に, 多数の傷病者が発生することが予想され, 情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって, 被災地域内では十分な医療が提供されない恐れがある。これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため, 平常時より本市及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

### 1. 情報伝達体制の確立

災害発生時には公衆回線の途絶, アクセスの集中等が十分予想される。そのため, 平常時から無線, インターネット接続等災害時医療に係る情報連絡体制を確立するとともに, 非常用通信手段を確保しておくことが必要である。

表－医療関係連絡機関

地域名	名称	所在地	電話番号
全県	茨城県医師会	水戸市笠原町 489	029-241-8446
	茨城県歯科医師会	〃 見和 2-292	029-252-2561
	茨城県薬剤師会	〃 笠原町 978-47	029-306-8934
	茨城県看護協会	〃 緑町 3-5-35	029-221-6900

(出典)茨城県地域防災計画(資料編)

※潮来市を管轄する医師会…水郷医師会

## 2. 後方医療施設の整備

### (1)災害拠点病院の整備

県は、被災地の医療の確保、被災した地域の医療支援等を行うための災害拠点病院として、基幹災害拠点病院を2か所、地域災害拠点病院を13か所指定している(鹿行医療圏では、下表の2か所を指定)。

鹿行医療圏	医療法人社団善仁会小山記念病院
	神栖済生会病院

(出典)R6.3月茨城県地域防災計画(資料編)

災害拠点病院としては次の支援機能を有することとしている。

- 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱症等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能。
- 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応。
- 自己完結型の医療救護チームの派遣機能。
- 地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能。
- 研修機能(基幹災害拠点病院のみ)

災害拠点病院の整備基準に基づき、救急診療に必要な診療棟の耐震構造、患者の多発時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の収納スペース、電気等のライフラインの維持機能、ヘリポート等の施設整備及び救命医療を行うために必要な診療設備、広域災害救急医療情報システム(E M I S)の整備、自己完結型の医療救護に対応できる携行用の応急医療資器材等の設備整備を促進する。

また、災害拠点病院においては、食料、飲料水、医薬品、非常用電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

### (2)災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)指定医療機関の指定

県は、地震等による大規模な災害の急性期(おおむね48時間)における被災地で救助・治療を行うDMATを派遣するDMAT指定医療機関を指定し、大規模災害への対応を図る。

表－DMA T 指定医療機関の指定状況

医療圏	区分	医療機関名
全県	基幹	水戸赤十字病院
	基幹	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
水戸	地域	茨城県立中央病院
	地域	水戸済生会総合病院
常陸太田・ひたちなか	地域	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院
日立	地域	株式会社日立製作所日立総合病院
鹿行	地域	医療法人社団善仁会 小山記念病院
	地域	神栖済生会病院
土浦	地域	総合病院土浦協同病院
つくば	地域	筑波メディカルセンター病院
	地域	筑波大学附属病院
	地域	筑波記念病院
取手・竜ヶ崎	地域	JA とりで総合医療センター
	地域	つくばセントラル病院
	地域	牛久愛和総合病院
筑西・下妻	地域	茨城県西部メディカルセンター
古河・坂東	地域	古河赤十字病院
	地域	茨城西南医療センター病院
DMA T 指定医療機関		総合病院水戸協同病院
DMA T 指定医療機関		取手北相馬保健医療センター医師会病院
DMA T 指定医療機関		社会医療法人達生堂 城西病院

(出典)R6.3月茨城県地域防災計画(資料編)

(3)災害派遣精神医療チーム(以下「DPAT」という。)の体制整備

県は、地震等による大規模な災害の被災地で被災者への心のケア活動等を行うDPATの体制整備に努める。

表－DPAT登録状況

区分	機関名	所在地	電話番号	備考
先遣隊※1	茨城県立こころの医療センター	笠間市旭町 654	0296-77-1151	1 班
	国立大学法人 筑波大学付属病院	つくば市天久保 2-1-1	029-853-3900	1 班
後続隊	茨城県立こころの医療センター	笠間市旭町 654	0296-77-1151	
	国立大学法人 筑波大学付属病院	つくば市天久保 2-1-1	029-853-3900	
	茨城県精神科病院協会	水戸市大串町 715 (汐ヶ崎病院内)	029-269-2226	県内 30 精神科病院が加入

※1 都道府県等DPATを校正する班のうち、発災から概ね48時間以内に、被災した都道府県等において活動できる班を先遣隊と定義する。(平成29年5月2日障精発0502第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課帳通知「災害派遣精神医療チーム(DPAT)活動要領」)

表－DPAT協力医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	備考
水戸済生会総合病院	水戸市双葉台 3-3-10	029-254-5151	
筑波記念病院	つくば市要 1187-299	029-864-1212	
筑波メディカルセンター 病院	つくば市天久保 1-3-1	029-851-3511	
水戸医療センター	東茨城郡茨城町桜の郷 280 番地	029-240-7711	

※2 協力医療機関とは、茨城DPAT隊員研修を受講し、DPAT隊員証を交付した上で、協力医療機関として申請があった医療機関。後続隊派遣の際にDPAT隊員として派遣依頼が可能。

(出典)R6.3月茨城県地域防災計画(資料編)

3. 医薬品等の確保

本市が位置する鹿行地方の災害用医薬品等備蓄場所は、以下の通りである。

表－災害用医薬品等備蓄場所(鹿行地方)

備蓄場所名称	備蓄場所所在地	電話番号
(株)メディセオ鹿島支店	神栖市堀割 1-1-6	0299(92)2931
東邦薬品(株)鹿島営業所	潮来市延方西 1452-1	0299(66)0753

(出典)R6.3月茨城県地域防災計画(資料編)

#### 4. 医療関係者に対する訓練等の実施

市は、医療機関において、災害発生時に適切な対応が行われるよう、病院が防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応、また災害時に患者を受入れる際の対応策について留意した国や県が策定する病院防災マニュアルを基にした防災訓練実施の指導に努める。

一方、病院では、年2回の避難訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努めるとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同の防災訓練が望まれる。

#### 5. 医療ボランティアの確保

本市は、災害発生時における医療ボランティア活動を支援するため、福祉班(参照：災害応急対策計画編第1章事務分掌表)を担当窓口とし、災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう機能の整備に努める。

表－潮来市内の医療機関

医療機関名	所在地	診療科目	電話番号
飯島内科	日の出 8-13-2	内, 小, 皮	66-0280
石毛医院	潮来 226	耳, 鼻, 喉	62-2523
大久保診療所	潮来 143-2	内, 皮, 婦	62-2506
久保医院	牛堀 821-1	精, 内	64-6116
常南医院	辻 386	内, 外, 消, 循	63-1101
仲沢医院	あやめ 2-27-11	内, 小, 消, 循	63-2003
延方クリニック	宮前 1-11-8	内, 小	66-1873
ユビキタスクリニック H I N O D E	潮来市日の出 4-1-14	内	94-8008

注：診療科目の略称 内=内科 外=外科 小=小児科 婦=婦人科 皮=皮膚科 耳・鼻=耳鼻科  
喉=咽喉科 眼=眼科 整=整形外科 精=精神科 消=消化器科 循=循環器科 放=放射線科

### 第10節 罹災証明書の交付

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努めるものとする。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、地震や津波などの災害時に住宅被害の程度を示す罹災証明書について、市及び県は本年度、迅速に発行できる「被災者生活再建支援システム」を共同で整備し活用している。

県は、市と協力して、被災者生活再建支援システムを構築・運用するとともに、市の各担当者向けにシステム操作研修や建物被害認定調査、被災者台帳を活用した被災者支援等に係る研修機会を設けること等により、罹災証明書の迅速な交付と適切な被災者支援を図るものとする。

また、研修受講者の名簿作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

## 第7章 避難行動要支援者等の安全確保対策

<b>目的</b>	<p>近年の災害では、要配慮者(自力で避難することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など)と呼ばれる方々の犠牲が多くなっており、平成25年6月に災害対策基本法が一部改正され、要配慮者のうち、特に支援を要する者を避難行動要支援者として、名簿作成等の支援対策が盛り込まれた。</p> <p>これを受け市は平成27年2月に「避難行動要支援者支援計画」を策定した。</p> <p>このため、市や避難行動要支援者を支援する避難支援等関係者及び社会福祉施設等の管理者等は、地震災害から避難行動要支援者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において避難行動要支援者を支援する体制を整備するとともに、安全に避難できるよう、個々の状況に応じた具体的な避難方法や支援方法を事前に計画した個別避難計画の作成と、避難行動要支援者の避難施設として機能するよう整備に努める。</p>
<b>担当部署</b>	総務課 社会福祉課 高齢福祉課

### 第1節 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・管理（把握と体制づくり）

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

これまでの高齢者支援中心の名簿から、災害時において特に適切な防災行動をとることが困難な人々の把握に努め、地震発生時の近隣住民の協力体制等を含む自主防災組織を育成し、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを推進する。

また、地震災害時に迅速な救助活動を実施するためには、平常時から避難行動要支援者の所在等の状況について把握しておくことが必要である。災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、同意を得た方については平常時から避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、誰が支援し、どの場所等に避難させるかなど、本人やその家族等、支援に関する必要事項や災害時の安否確認や避難支援者等を記載した個別避難計画の作成を行う。

#### 【避難行動要支援者名簿】

##### 1. 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある方のうち、次の基準に該当する者

基準① 介護保険の要介護認定3～5を受けている者

基準② 身体障害者手帳1・2級の所持者

基準③ 療育手帳A以上を所持する知的障がい者

基準④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者

基準⑤ 医療費助成制度を受けている難病患者

基準⑥ 上記以外で自主防災組織(自治会)の避難支援等関係者が、支援の必要を認めた者

2. 避難支援等関係者となる者

- (1) 自主防災組織(自治会)
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 潮来市社会福祉協議会
- (4) 行方警察署
- (5) 鹿行広域事務組合消防本部, 潮来消防署, 潮来市消防団
- (6) その他市長が認める団体

3. 名簿作成に必要な情報と同意の確認

- (1) 要支援者の氏名
- (2) 要支援者の生年月日
- (3) 要支援者の性別
- (4) 要支援者の住所または居所
- (5) 要支援者の電話番号その他連絡先
- (6) 要支援者が避難支援等を必要とする事由
- (7) 要支援者が居住する場所の自主防災組織(自治会)

基準①～⑥に該当する者に、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて、理解を得るとともに書面にて同意を確認する

4. 名簿情報の提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報提供の同意が得られた者の平常時における避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供する。

5. 避難支援等関係者の安全確保

- (1) 避難支援等関係者は、提供された名簿情報に基づいて、避難行動要支援者の避難を支援する。
- (2) 避難支援等関係者は、本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とする。
- (3) 市は、避難行動要支援者に同意を確認する際は、「災害はいつ起こるかわからないこと」や「災害発生時に避難支援者が近くにいなかったり、避難支援者自身が被害にあったりすることは十分考えられること」を説明する。また、避難行動要支援者名簿に掲載し、避難支援等関係者がその情報を共有しているが、「必ず避難支援者が来て、助けてくれること」を保証するものではないことをあらかじめ理解されるよう説明する。

6. 名簿提供における情報管理のため市が講じる措置

- (1) 当該地域を担当する避難支援等関係者に限り名簿提供する。
- (2) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者に守秘義務が課せられていることを説明する。
- (3) 避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重な保管を行うよう指導する。

- (4) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (5) 名簿の提供先が団体である場合には、その団体内部で取り扱う者を限定するよう指導する。
- (6) 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と覚書を締結する。

#### 7. 名簿の更新及び情報共有

- (1) 市は、避難行動支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。
- (2) 名簿の更新情報は、関係部局と共有し、避難支援等関係者に更新情報を提供する。
- (3) 市は、新規対象として、名簿掲載に該当する者へは、制度の趣旨及び避難支援等関係者への名簿情報提供について必要な書類を送付するなどして、理解を得るとともに同意を確認する。

#### 【個別避難計画】

##### 1. 個別避難計画を作成する者の範囲

- (1) 避難行動要支援者名簿に掲載されている方及び掲載予定者の方。
- (2) 作成対象者の中でも、以下の要件に該当する方の作成を優先的に進める。
  - ① 浸水想定区域に居住する方
  - ② 土砂災害（特別）警戒区域に居住する方
  - ③ 重症心身障害児
  - ④ 要介護度・障害支援区分が高い方のうち特に支援を要する方

## 第2節 社会福祉施設等の安全確保対策

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

### 1. 防災組織体制の整備

施設等管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図るとともに避難確保計画等を作成する。また、施設入所者の情報(緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度)について整理・保管する。

市は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、避難確保計画等について指導・助言を行い、施設入所者等の安全を図る。

### 2. 緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市は、福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図ることとする。

また、市は、同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。

さらに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な助言を行う。

### 3. 社会福祉施設等の耐震性確保

施設等管理者は、震災での建築物倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努め、市はこれを促進する。また、市は避難行動要支援者の避難所となる公立社会福祉施設について、施設利用者の安全を図るため、計画的に耐震診断を行うとともに必要に応じ耐震補強工事を行う。

### 4. 防災資機材の整備、食料等の備蓄

施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

市は、要配慮者の避難所ともなる社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

### 5. 防災教育及び防災訓練の実施

施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間または休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。

市及び県は、施設等管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

## 第3節 在宅要配慮者の救援体制の確保

震災

風水害

航空

鉄道

道路

林野

### 1. 避難行動要支援者状況把握

市は、地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、潮来市民生委員・児童委員協議会、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するものとする。この場合、地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画

については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、被災者支援事業の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、地域医師会に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

## 2. 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や障害者団体との連携により情報伝達体制の確立に努める。

特に、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定するとともに、情報伝達体制の整備に努める。

また、市及び県は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。

## 3. 相互協力体制の整備

市及び県は、潮来市民生委員・児童委員協議会や、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織

や地域防災協力員), 避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織等との連携により, 避難行動要支援者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

特に, 市は, 避難行動要支援者が迅速に避難できるよう, 防災担当部局と福祉担当部局との連携の下, 防災関係機関及び福祉関係者と協力して, 個別避難計画(避難行動要支援者の所在, 家族構成, 緊急連絡先, 日常生活自立度, かかりつけ医, 避難手段, 避難所までの避難ルート等の情報)の策定に努める。

また, 県は, 市における個別避難計画に係る取組に関して, 事例や留意点などの提示, 研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

#### 4. 防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市及び県は, 近隣住民(自主防災組織), 地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織等の協力により, 要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また, 要配慮者の防災行動マニュアルの策定など, 要配慮者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。

### 第4節 要配慮者の避難所等における支援体制の確保

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

#### 1. 災害派遣福祉チーム(以下「DWAT」という。)の研修

市及び県は, 避難所等で福祉的支援を行う DWAT が災害発生時に迅速な派遣及び受入れが可能となるよう, DWAT に参加する福祉専門職, 避難所運営の関係者に対する研修を推進するものとする。

#### 2. 助産師による支援活動

市は, 一般社団法人茨城県助産師会に助産師の派遣を要請し, 避難所等において, 妊産婦等に対する応急救護活動及び緊急時の助産, 妊産婦等に対する健康管理及び保健指導, 心身のケア等に関する相談を行う。

### 第5節 外国人に対する防災対策の充実

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

#### 1. 外国人の所在の把握

市は, 災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように, 日常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

#### 2. 外国人を含めた防災訓練の実施

市, 県及び県国際交流協会は, 平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため, 外国人を含

めた防災訓練を積極的に実施する。

### 3. 防災知識の普及・啓発

市、県及び県国際交流協会は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入機関等を通じて配布を行うほか、インターネット通信等を利用して、防災知識の普及・啓発に努める。

### 4. 災害時マニュアルの携行促進

市、県及び県国際交流協会は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型等を記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

### 5. 外国人が安心して生活できる環境の整備

#### (1) 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、市、県及び県国際交流協会は外国人相談窓口の充実を図る。

#### (2) 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。また、市及び県は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

#### (3) 外国人への行政情報の提供

県、市及び県国際交流協会は、生活情報や防災情報等の日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

#### (4) 外国人と日本人とのネットワークの形成

市、県及び県国際交流協会は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

#### (5) 語学ボランティアの登録・養成

県国際交流協会は、災害時に語学ボランティアとしての活動を希望する者の登録と研修を行い、語学ボランティアが迅速に活動できる体制整備に努めるものとする。また、災害発生時における語学ボランティアの受入・活用を円滑に行うため、「サポーターバンク」としての機能を備えておくものとする。

#### (6) 語学ボランティアの支援

市及び県は、災害発生時に通訳や翻訳等を行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置する。

<b>第6節 避難行動要支援者活動の流れ</b>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;">震災</td> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;">風水害</td> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;">航空</td> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;">鉄道</td> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;">道路</td> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;">林野</td> </tr> </table>	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野	

大規模災害や地震発生時の際には、災害特有の対応を考慮し、避難行動・避難生活の支援活動を行う。

1. 避難行動時における避難行動要支援者支援活動

	1.災害警戒・情報収集	2.高齢者等避難開始の発令	3.安否確認	4.避難行動支援
対策本部・支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害情報の収集・伝達</li> <li>・気象情報等の収集, 整理, 伝達</li> <li>・災害危険箇所の警戒</li> <li>・民生委員・児童委員等支援班の体制整備</li> <li>・自主防災組織(自治会)等地域支援者への情報伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等避難開始の発令</li> <li>・避難所の開設準備</li> <li>・高齢者等避難開始の発令</li> <li>・避難行動要支援者名簿, 避難支援プランの準備</li> <li>・支援班, 支援者との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害危険地域の指定 避難所を開設</li> <li>・安否確認作業の実施</li> <li>・関係機関との伝達状況の整理, 把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要な避難所を開設</li> <li>・福祉避難所の開設</li> <li>・避難所の運営</li> <li>・開設する施設状況の確認</li> <li>・要配慮者の搬送支援</li> <li>・受入窓口の設置</li> <li>・避難名簿の作成, 安否確認</li> <li>・避難所の要配慮者班の編成</li> </ul>

2. 避難生活時における要配慮者支援活動

	1.避難所での初動対応	2.避難支援関係者連絡会議の設置	3.応急対応・避難生活の終了
対策本部・支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者を考慮した福祉避難室の設置</li> <li>・要配慮者対応窓口の設置</li> <li>・避難行動要支援者の安否確認</li> <li>・要配慮者班の設置</li> <li>・避難所内外における要配慮者のニーズ把握及び対応</li> <li>・体調不良を訴える要配慮者の搬送</li> <li>・福祉避難所での避難が必要な避難行動要支援者の搬送</li> <li>・医療機関での対応が必要な方の確認</li> <li>・避難所運営の状況確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関に応援派遣, 必要な物資の要請</li> <li>・必要な物資を各避難所に配布</li> <li>・避難支援関係者連絡会議の開催</li> <li>・関係機関等における支援活動の実施状況を把握</li> <li>・ボランティアセンターとの連携</li> <li>・要配慮者のニーズ内容確認と必要量の集約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害時には、避難所から仮設住宅や施設等への移行</li> <li>・要配慮者の見守り活動への継続支援</li> <li>・家族や地域との関係維持への配慮</li> <li>・被災者のメンタルケア及び心理的応急処置</li> <li>・地域と要配慮者相互の交流</li> </ul>

## 第8章 防災教育・訓練

<b>目 的</b>	<p>地震やその他の災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、市民1人ひとりが風水害や地震についての正しい認識を持ち、日頃から災害時に沈着に行動できる力を身につけることが最も必要なことである。</p> <p>本市の防災広報は、防災関係機関との連絡の整合と協調のもとに、関係職員並びに一般住民に対して防災思想の普及、啓発を目的に災害多発期の前、その他必要に応じ効果的に実施するものとする。</p> <p>なお、防災知識の普及にあたっては、高齢者、障害者、外国人など要配慮者への広報に充分配慮するとともに、分かりやすい広報資料の作成に努める。</p>
<b>担当部署</b>	全ての課

### 第1節 市民に対する防災教育

	<b>震災</b>	<b>風水害</b>	<b>航空</b>	<b>鉄道</b>	<b>道路</b>	<b>林野</b>
--	-----------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------

市及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを、以下の普及啓発手段を用いるなどして分かりやすく発信するものとする。

#### 1. 広報紙、パンフレット、防災マップ等の配布

市、県、防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く県民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

特に、市は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。なお、作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解を促進する。

#### 2. 講習会等の開催

市、県、防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を、公民館等の社会教育施設を活用して催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

#### 3. その他メディアの活用

- ①テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用
- ②ビデオ、フィルムの製作、貸出
- ③文字放送の活用
- ④インターネット(ホームページ、メール、SNS等)の活用
- ⑤教育設備の貸出

## 第2節 児童生徒等に対する防災教育

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

### 1. 児童生徒等に対する防災教育

- (1) 認定こども園，小学校，中学校，高等学校（以下「学校」という。）においては，各学校で策定した学校安全計画に従って幼児，児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行い，防災に関する知識の普及啓発，防災意識の高揚を図る
- (2) 地理的要件など地域の実情に応じ，津波，がけ崩れ，液状化など，様々な災害を想定した防災教育を行う。
- (3) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきか等を自ら考え，学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や，学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営等を行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施に当たっては，登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し，授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努めるとともに，保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。
- (4) 自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）による危険を理解するため，避難訓練等を通して必要な知識の習得に努める。

### 2. 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び心肺蘇生法等の指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。

## 第3節 防災対策要員に対する防災教育

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

応急対策を実施する防災対策要員としての全職員は，災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため，以下のような防災教育，計画的かつ継続的な研修に努める。

### 1. 応急対策活動の習熟

被災者救護活動，情報収集活動，応急復旧活動等に従事する全ての防災対策要員に対して，災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより，対策の周知徹底を図る。

また，災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など，災害予防に関する基礎的な知識について，日頃から住民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

### 2. 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者，防災機関の担当者，災害を被った自治体の担当者等を講師として招き，研修会，講演会を開催するとともに，災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらう等の体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

<b>第4節 周知すべき内容</b>					
震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

市、県は、防災関係機関は、住民に対し、ハザードマップや災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知させるとともに、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明のほか、マイ・タイムライン作成の重要性を伝えるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

1. 「自助」「共助」の推進

(1)最低3日間、推奨1週間に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄

非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置等についても推進する。

(2)家具・ブロック塀等の転倒防止対策

寝室等における家具の配置等についても、見直しを推進する。

(3)避難行動をあらかじめ認識するための取組

警報等や避難指示発令時にとるべき行動をあらかじめ認識するため、避難に当たり把握しておくべき情報を記載する「災害・避難カード」の作成や、ハザードマップをもとに地域の緊急避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。

(4)災害時の家族内の連絡体制の確保

発災当初の安否確認等によるアクセス集中を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、SNS 等の利用及び複数の手段の確保を促進する。また、災害時の家庭内の連絡体制等(避難方法や避難ルールの取り決め等)について、あらかじめ決めておく。

(5)地域で実施する防災訓練への積極的参加

初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。

(6)保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

地震保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて普及・啓発を図る。

(7)「茨城県地震被害想定」に係る被害状況等

平成30年12月に公表した「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するとともに、被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る

(8)飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

家庭動物との同行避難が円滑に実施できるよう、飼い主による平常時からの備えについて普及・啓発を図る。

(9)適切な避難行動

避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準とした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。

(10)避難場所・避難経路の確認

平常時において、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等を確認しておくこと。

(11)被災状況の記録

家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動を促す。

## 2. 緊急地震速報

地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、水戸地方気象台は、講習会等を利用してその特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料を積極的に配布して、十分な周知を行う。

### ○緊急地震速報(警報)の実施及び実施基準等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

(注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

## 3. 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市及び県は、その制度の普及促進に努めるものとする。

## 4. 防災関連設備等の準備

- ①非常用持出袋
- ②消火器等消火資機材
- ③住宅用火災警報器
- ④その他防災関連設備等

## 5. 潮来市地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条第4項の規定に基づく「潮来市地域防災計画」の要旨の公表は、計画を作成し、または修正したときにその概要について行う。

## 第5節 防災訓練の充実

震災

風水害

航空

鉄道

道路

林野

市民、自主防災組織及び企業の防災意識の高揚と防災関係機関相互の連携強化を図ることを目的に、防災関係機関や自主防災組織、ボランティア組織、企業、要配慮者を含めた地域住民が一体となった総合防災訓練を実施する。

また、防災訓練の実施にあたっては、東日本大震災の経験を生かすとともに、多様な被害想定を行い、参加者が経験し自ら考えることができるよう内容についても工夫する。

### 1. 地震災害訓練

地震については、大規模地震対策特別措置法(昭和53年6月15日法律第73号)による東海地震にかかわる警戒宣言の発令に対応する訓練の他、大規模な地震が発生したという想定等、多様な発災ケースを想定し、職員の参集訓練及び災害対策本部設置訓練を行うとともに、市民や防災関係機関とともに総合的な災害対策訓練を実施する。訓練項目は以下のようなものを想定する。

ア. 住民避難訓練

イ. 職員の参集及び災害対策本部設置訓練

ウ. 防災行政無線や広報車を使った広報訓練

エ. 教育施設、福祉施設等における避難訓練

オ. 応急手当・救護訓練

カ. 備蓄品搬送、食糧・飲料水供給訓練

キ. 火災防御訓練

ク. 初期消火訓練

ケ. 職員、区長、民生委員・児童委員、消防団員における情報伝達訓練

コ. その他必要に応じた訓練

### 2. 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行するため、洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで河川危険箇所等洪水の恐れのある地域の選定に努め、実施については関係機関と緊密な連絡を図りつつ、必要と認める場合は他の関連する訓練と併せて実施するものとする。

## 第6節 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

震災

風水害

航空

鉄道

道路

林野

### 1. 事業所(防火管理者)における訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施する。

また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

## 2. 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。また、自主防災組織等からの指導協力の要請をうけた防災関係機関は、関連する諸機関との連携をとり、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

## 3. 一般住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市をはじめ、鹿行広域事務組合消防本部等防災関係機関は、防災訓練に際して要配慮者も含めた住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努める。

表－民間防火組織の状況

クラブ名	結成年月
幼年消防クラブ	
日の出こども園幼年消防クラブ	S.59.12.1
かすみ認定こども園幼年消防クラブ	S.59.12.8
少年消防クラブ	
潮来小学校少年消防クラブ	S.59.5.7

令和6年3月31日現在

## 第7節 津波に対する防災知識の普及

震災

風水害

航空

鉄道

道路

林野

茨城県地域防災計画津波災害対策計画編では、津波災害対策の検討にあたって、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」と「最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」の2つのレベルの津波の想定している。

平成24年8月に示された茨城沿岸津波対策検討委員会による茨城県沖や房総沖を震源地とした「津波浸水想定」の検討結果においては、本市については、津波による浸水は想定されていないものの、防災教育の1つとして、茨城県地域防災計画津波対策編に基づき、津波に対する知識の普及・啓発に努める。〔参照：総則編第4章「茨城県津波浸水想定図」〕

## 1. 住民への防災教育

「防災週間」、「津波防災の日」及び防災関連行事等を通じて、住民に対し、津波災害の危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図る。

表－普及・啓発を行う事項

避難行動に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れを感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること</li> <li>避難にあたっては徒歩によることを原則とすること</li> <li>自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと</li> </ul>
津波の特性に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること</li> <li>第一波よりも、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること</li> <li>強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など</li> </ul>
津波に関する想定・予測の不確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること</li> <li>特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること</li> <li>避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど</li> </ul>
家庭での予防・安全策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等<sup>(1)</sup>の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備</li> <li>負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策・災害時の家族内の連絡体制の確保</li> </ul>
警報・注意報発表時や避難情報等発令時にとるべき行動、避難場所での行動	

## 2. 児童生徒への防災教育

### (1) 継続的な防災教育の実施

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、本市においても、津波に関する正しい知識を身に付けるための防災教育を実施する。

### (2) 継続的な避難訓練の実施

津波の発生の恐れのある場合または津波が発生した場合に、迅速に避難行動ができるよう、津波被害の恐れのある地域にある学校等においては、津波の発生を想定した避難訓練を、定期的かつ継続的に実施するものとする。また、訓練をより効果的にするため、家庭・地域や関係機関との連携についても考慮する。